

多良木町国土強靱化地域計画



令和 7 年 3 月

熊本県多良木町

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
第1章 基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
第2章 本町の地域特性	5
1 地理的特性	
2 自然環境	
3 本町における災害リスク	
第3章 脆弱性評価	8
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第4章 強靱化の推進方針	12
第5章 計画の推進	55
【別紙】	
脆弱性評価結果	56
取組主体・関係機関等一覧表	94
強靱化推進方針に基づく取組一覧	101

はじめに

1 計画策定の趣旨

本町を含む熊本県は、これまでに数多くの自然災害に見舞われてきた。

近年では、平成 11 年の台風 18 号による高潮災害、平成 15 年の県南地域における土砂災害、平成 24 年の熊本広域大水害、令和 2 年 7 月豪雨など、多くの風水害が発生している。

熊本県では、熊本広域大水害の際に、「被災された方々の痛みを最小化すること」、「単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指すこと」、「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげること」からなる「復旧・復興の 3 原則」を掲げ、復旧・復興に取り組まれてきた。この中で、災害への備えの強化として、施設整備等に加え、予防的避難・マイタイムラインの推進や自主防災組織の設立促進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組まれてきた。

一方、国においては、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生等を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められている。

こうした中、平成 28 年 4 月に発生した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）においては、わずか 28 時間の間に、2 度にわたり震度 7 の激しい地震が熊本の地を襲った。同一地域で震度 7 を 2 度観測したのは、我が国観測史上初めてのことである。熊本地震では、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に、多くの尊い命が失われ、家屋倒壊や土砂災害など、県内に甚大な被害がもたらされた。

多良木町は、今後、再び熊本地震や熊本広域大水害のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「多良木町国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

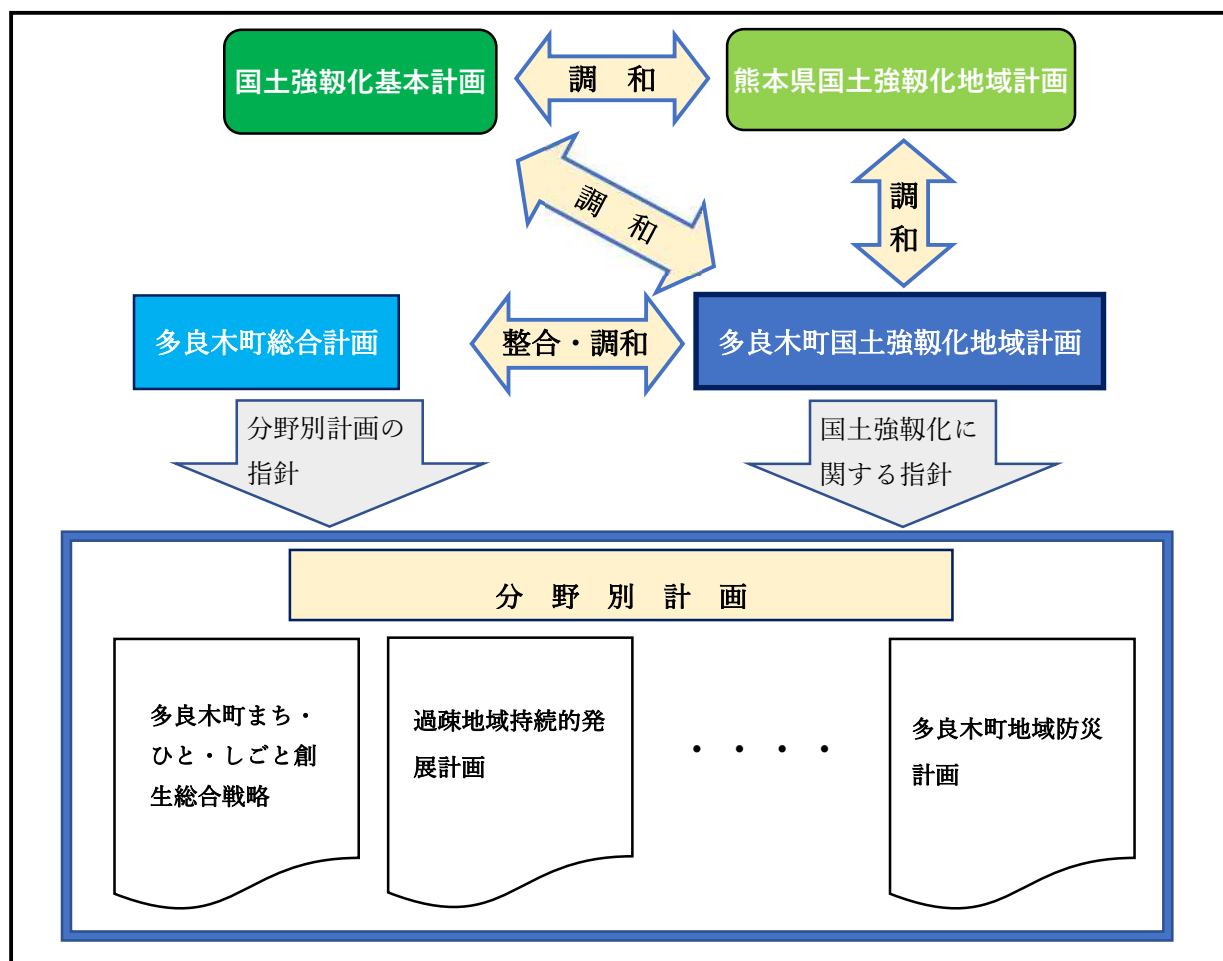
国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づき、本町における国土の強靱化の指針として「多良木町国土強靱化地域計画」を策定する。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県の地域計画を踏まえつつ、本町の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとする。

地域計画は、多良木町地域防災計画や本町の基本方針である「多良木町総合計画」も考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、町境を越える大規模自然災害に対応するための基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

<策定に当たっての基本計画や本町基本方針等との関係>



第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、市区町村の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならぬとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、県全体で強靱化に取り組んでいくため、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の「災害に強く誇れる資産(たから)を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本」という熊本の将来像を念頭に置き、多良木町が強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の5つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 町民の生命を守ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 多良木町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。

- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。
- ④ 大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、国、他都道府県及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。

（２）効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、町）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

（３）地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 多良木町の地域特性

1 地理的特性

多良木町は、熊本県の南東部に位置し、東西 21 k m、南北 22.8 k m、面積 165.86 k m²で、九州の脊梁をなす九州山地により宮崎県と接している。町の中央部は平坦地で、南北を九州山地の支脈を形成する山林に囲まれた地域である。町のほぼ中央を球磨川が東西に横断して流れ、北側から牛繰川、宮ヶ野川、小椎川、松ヶ野川、南側から柳橋川、津留川、仁原川、奥野川など多くの支流が球磨川に注いでいる。

2 自然環境

(1) 多良木町の気候

多良木町を含む球磨地方は、人吉盆地を中心とした内陸的な気候と山地型の気候となっている。

(2) 多良木町の降水量

熊本県は、九州山地の西側にあたるため、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい。本町においても、年間の降水量を見ると梅雨時期の降水量が多く（6月～7月の2ヵ月間に、年間降水量のおおよそ4割～5割が降る）、たびたび土砂災害などの被害をもたらす原因にもなっている。

(3) 多良木町の気温

本町が位置する球磨地方の平均気温は 13℃～15℃で、夏は蒸し暑く、冬は寒さが厳しくなっている。

3 多良木町における災害リスク

(1) 風水害

① 梅雨期の大雨による水害

第2章で示した地理的特性や自然環境から、本町は梅雨時期に1000mm以上の多雨域となり、特に山間部では土砂災害の危険性が高まる。また、近年は雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、平坦地での浸水被害なども発生している。

② 台風による災害

本庁における台風の接近や上陸は、夏から初秋にかけての季節が多く、台風が九州の南から西岸に接近又は上陸して北上する場合に雨風が強くなり、大きな災害が特に発生しやすい。一方で台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすい。

(2) 地震災害

① 県内の活断層

本町に影響を及ぼす主要活断層としては布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、出水断層帯が存在しマグニチュード6を超える地震が繰り返し発生している。

熊本県地震・津波被害想定調査（平成25年3月）によると、本町の市街地において、最大震度が6強から7と想定されており、大きな被害が予想される。

② 南海トラフ地震

静岡県駿河湾から宮崎県日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生している。過去に発生した南海トラフ付近が震源域と推定される地震のうち、大きな被害をもたらした例として、宝永4年(1707年)の宝永地震、安政元年(1854年)の安政南海地震及び昭和21年(1946年)の昭和南海地震があり、九州においても大分県及び宮崎県を中心に、死者・負傷者、建物倒壊、浸水等の被害が発生している。

また、東日本大震災を踏まえ、科学的に考えられる最大クラス(マグニチュード9)の地震である「南海トラフ地震」が発生した場合の震度分布や津波高とそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を越える甚大な被害が想定されている。九州では、特に宮崎県で死者が約35,000人、全壊建物が約89,000棟、大分県で死者21,923人、全壊建物が30,095棟などの被害が想定されている(注1、注2)。

なお、本町は「南海トラフ地震対策特別措置法」(平成 25 年 12 月)に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

(注 1) (出典) 宮崎県における南海トラフ巨大地震に伴う被害想定

(注 2) (出典) 大分県地震津波被害想定調査結果

(3) 火山噴火

本町に火山はないものの、熊本県の阿蘇山、鹿児島県の霧島山、桜島などが火山活動を繰り返しており、爆発的な噴火等により降灰などによる影響が想定される。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本町の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本町の地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、42の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する	3-1	職員・施設等の被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であつても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	5-4	基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止
	5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であつても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	火山噴火による地域社会への甚大な影響
	7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であつても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 評価の実施手順

- ① 各課において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標（K P I）」を検討・設定する。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連

携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、市町村内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、平時から国や他都道府県や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

（４）自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・市町村だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・市町村だけでなく、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたるが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

（５）特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成 24 年の熊本広域大水害や平成 28 年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

第4章 強靱化の推進方針

本町は、第2章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすく、台風接近・上陸の際は高潮による被害も発生しやすい。また、熊本地震の原因となった日奈久断層帯、布田川断層帯をはじめ複数の断層帯が存在し、今後も直下型地震が発生する可能性がある。さらに、活火山である阿蘇山が存在し、近年も噴火警戒レベル3（入山規制）の噴火等が発生している。

このような本町における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

（1－1）大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

（住宅の耐震化）【建設課】

- 町内全ての住宅の耐震診断及び耐震改修の取組みが進むよう、町において耐震診断士を派遣できる体制を整備するとともに、耐震改修等について個人に対する財政的な支援を行う。また、住宅耐震改修に対する町民への啓発や耐震改修に係る技術者育成等を進める。

（宅地の耐震化）【建設課】

- 地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、盛土造成地においては地盤の変動予測調査や崩落防止対策等を、小規模盛土造成地においては崩落防止対策等を促進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。

（住宅密集地における火災の拡大防止）【危機管理防災課・建設課】

- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための漏電ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防本部及び消防団を通じ、普及促進を図る。

（ガス設備の耐災性の強化）【危機管理防災課】

- 耐震性の低いガス管の破損による火災や爆発を防ぐため、耐震性・耐食性に優れたガス管（ポリエチレン管）への取替えを推進する。
- ガス爆発やそれに伴う火災の発生を防ぐため、L P ガス容器の転倒転落防止措置の強化や安全装置（自動ガス遮断装置等）の住民への整備促進について消防本部と連携しL P ガス取扱事業所へ働きかける。

（家庭・事業所における地震対策）【危機管理防災課】

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座、防災訓練等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に住民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練（シェイクアウト訓練）を実施する。

（災害対応業務の標準化・共有化）【危機管理防災課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理、見直しのうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【危機管理防災課】

○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

○ 防災士会による講演等により自主防災組織の意識を向上させ、自助、共助による避難体制を確保することにより、災害対応業務の軽減を図る。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課・危機管理防災課・企画観光課】

○ 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から町が直接受信する J アラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達する L アラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

○ 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNS や町ホームページ、LINE、電光掲示板などを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

○ 町民に防災に関する情報を迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。

○ 聴覚障がい者に対して適切な防災情報を発信できる体制の構築に努める。

（交通施設の耐災性の強化）【危機管理防災課】

○ 大規模災害時、鉄道などの交通施設の倒壊等を防止するため、鉄道事業者等との連携体制を構築し、施設の耐震化や防災対策の取組みを支援する。

（１－２）大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設、社会教育施設、スポーツ施設の耐震化及び火災防止)

【総務課・生涯学習課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設・社会教育施設・スポーツ施設の倒壊等を防止するため、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化・耐災化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を行う。
- 学校において、幼児・児童・生徒・学生及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を行う。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止)

【福祉課・住民ほけん課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止)

【総務課・建設課・生涯学習課】

- 大規模地震等の発生時、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、建築物耐震改修促進法に基づく助言等を行うとともに、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。
- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、各上球磨消防本部を通じ、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課・危機管理防災課・企画観光課】(再掲)

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から町が直接受信する J アラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達する L アラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、S N S や町ホームページ、L I N E、電光掲示板などを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。
- 町民に防災に関する情報を迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 聴覚障がい者に対して適切な防災情報を発信できる体制の構築に努める。

（１－３）台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

（浸水被害の防止に向けた河川整備等）【危機管理防災課・建設課】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、住民への避難対策への活用を促す。また、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水に対応した町ハザードマップを作成するとともに、スマートフォンやパソコンにより閲覧できるシステムを構築し、普段紙のハザードマップを見ない若い世代にも周知、活用を促す。

（浸水被害の防止に向けた公共施設の改修等）【危機管理防災課・生涯学習課】

- 大規模風水害時に公共施設の浸水被害を防止するため、浸水想定区域内にある公共施設について、土地の利用の適正化も踏まえ、施設の移転を進める。

（円滑な避難のための道路整備）【建設課・農林整備課】（再掲）

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

（避難指示等の適切な発令）【危機管理防災課】（再掲）

- 防災情報ネットワークシステム等の情報を用いて、適切な避難指示等の発令を行う。
また、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを進める。
- 避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や「予防的避難」の重要性の周知・啓発を進める。

（事前予測が可能な災害への対応）【危機管理防災課】

- 避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や「予防的避難」の重要性の周知・啓発を進める。
- 事前予測が可能な大雨・台風の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを作成、活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに連携強化を図る。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課・危機管理防災課・企画観光課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から町が直接受信する J アラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を

広く住民に伝達するＬアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、ＳＮＳや町ホームページ、ＬＩＮＥ、電光掲示板などを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。
- 町民に防災に関する情報を迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 聴覚障がい者に対して適切な防災情報を発信できる体制の構築に努める。

（災害対応業務の標準化・共有化）【危機管理防災課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理、見直しのうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（河川や水路の安全対策）【建設課】

- 増水時における河川や水路への転落事故等を防止するため転落防護柵などの安全性の向上を図る。

（防災訓練の実施）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 防災士会による講演等により自主防災組織の意識を向上させ、自助、共助による避難体制を確保することにより、災害対応業務の軽減を図る。

（１－４）大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

（山地・土砂災害対策の推進）【危機管理防災課・建設課】

- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、消防団による各戸訪問等により土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。

（災害対応業務の標準化・共有化）【危機管理防災課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理、見直しのうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 防災士会による講演等により自主防災組織の意識を向上させ、自助、共助による避難体制を確保することにより、災害対応業務の軽減を図る。

（１－５）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課・危機管理防災課・企画観光課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から町が直接受信するＪアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するＬアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

○ 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや町ホームページ、LINE、電光掲示板などを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

○ 町民に防災に関する情報を迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。

○ 聴覚障がい者に対して適切な防災情報を発信できる体制の構築に努める。

（避難指示等の適切な発令）【危機管理防災課】（再掲）

○ 防災情報ネットワークシステム等の情報を用いて、適切な避難指示等の発令を行う。
また、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを進める。

○ 避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や「予防的避難」の重要性の周知・啓発を進める。

（通信手段の機能強化）【危機管理防災課】

○ 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

（消防の通信基盤等の強化）【危機管理防災課】

○ 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、衛星電話の整備を図る。

○ 消防署・消防団との情報伝達手段について精査し、必要があれば現行手段からの変更を検討する。

（要支援者対策の推進）【危機管理防災課・福祉課】

- 避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿のシステム構築や個別計画の見直しを促進する。
- 避難行動要支援者名簿を消防団・民生委員等に速やかに提供できる体制づくりを進める。
- 避難行動要支援者に対し、情報提供の同意の確認を行う。

（観光客の安全確保等）【企画観光課】

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設やホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）【危機管理防災課・住民ほけん課】

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努める。

（情報伝達体制の整備と地域の共助）【危機管理防災課】

- 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と自主防災組織との連携、防災士会による自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。
- 定期的に町民に対し、災害時における情報の入手方法を広報する。特に普及率が高く、高齢者にも使用しやすいLINEによるものについては、重点的に行う。

（学校の災害対応の機能向上）【生涯学習課】

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。

- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

（事前予測が可能な災害への対応）【危機管理防災課】（再掲）

- 避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や「予防的避難」の重要性の周知・啓発を進める。
- 事前予測が可能な大雨・台風の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを作成、活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに連携強化を図る。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

（2－1）被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（家庭や事業所における備蓄の促進）【危機管理防災課・福祉課・住民ほけん課】

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、住民及び事業所に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。
- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間の飲料水を確保するため、災害用井戸として使用することができる所有者確保のための周知、協力依頼を進める。

（町での備蓄の推進）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、町の備蓄方針を検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保、又、備蓄倉庫の整備を進める。

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備)

【危機管理防災課・産業振興課・農林整備課】

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業やJA、農業法人、事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備)

【危機管理防災課・産業振興課・農林整備課】

- 物資集積拠点の利用許可など円滑に行えるように、関係機関と検討したうえで、連携を強化する。
- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

(水道施設の耐震化等) 【建設課】

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、町におけるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、国庫補助を活用した施設整備等など水道施設の耐震化を促進する。

(一時的な飲料水の確保対策) 【危機管理防災課・建設課・生涯学習課】

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、公共施設等に貯水機能付き給水管等を整備し、一時的な飲料水の確保を行う。

(医薬品・医療機器等の確保対策) 【危機管理防災課】

- 保健所からの提供の不足や遅延がある場合は、医薬品等の不足を防止するため、ドラッグストア等民間企業との協定を結ぶ等供給体制の構築を推進する。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備)【建設課】

- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(2-2) 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(指定避難所等の見直し)【危機管理防災課】

- 多数の被災者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図る。

(指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化)【危機管理防災課・生涯学習課】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給水施設(井戸等)、非常用電源及び各種トイレの設置やスロープの整備等のバリアフリー化を進める。

(指定避難所等の周知徹底)【危機管理防災課】

- 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。

(避難所運営体制の構築)【危機管理防災課・福祉課】

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの見直しや、関係機関による研修・訓練等の実施を図る。

- 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

(避難所等の保健衛生・健康対策)【住民ほけん課】

- 避難者の健康悪化を防ぐため、県や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

(福祉避難所の円滑な運営)【危機管理防災課・福祉課】

- 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等の市町村の取組みを支援するとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について広報を行い、理解の促進を図る。

(指定避難所以外の被災者の把握体制)【危機管理防災課】

- 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者（車中泊者を含む）を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防)【住民ほけん課】

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する取組み)【危機管理防災課】

- 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、県と町、関係機関等において、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災消防へりを活用した防災訓練等に取り組む。

（孤立集落の発生防止に向けた道路整備）【建設課】

- 災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、町内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【危機管理防災課】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

（自主防災組織の活動の強化）【危機管理防災課】

- 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を実施する。
- 自主防災組織活動の強を図るため、防災士会と連携した防災訓練等を実施する。

（地域コミュニティの維持）【危機管理防災課・企画観光課・生涯学習課】

- 大規模災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。

（山地・土砂災害対策の推進）【建設課・農林整備課】

- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、消防団による各戸訪問等により土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。

(農業用排水施設の更新整備及び保全管理)【農林整備課】

- 浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む農業用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。

(2-4) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルート **の途絶による救助・救急活動の麻痺**

(消防団施設の耐災性の強化)【危機管理防災課】

- 大規模災害時に消防施設が地域の救助・救急、消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、非構造部材も含めた施設の耐震化、備蓄や消防水利の耐震化等による水の確保等に取り組む。

(消防団の災害対処能力の強化)【危機管理防災課】

- 大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、消防団員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図るとともに、実践的な訓練を反復実施する。

(県内消防応援隊の活用)【危機管理防災課】

- 被災地での十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内の他消防本部からの受入体制を上球磨消防組合本部と連携しながら検討を進める。

(自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備)

【危機管理防災課】

- 大規模災害時等、県内の自衛隊、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、県外からの応援部隊の受入体制の整備を図る。

- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿営地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

(災害対応業務の標準化・共有化)【危機管理防災課】(再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理、見直しのうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(消防団における人員、資機材の整備促進)【危機管理防災課】

- 地域の防災力の強化を図るため、消防団協力事業所制度等により消防団活動に対する事業所の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を進める。

(自主防災組織の活動の強化)【危機管理防災課】(再掲)

- 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を実施する。
- 自主防災組織活動の強を図るため、防災士会と連携した防災訓練等を実施する。

(熊本DMA T(ディーマット)の受入態勢整備)【住民ほけん課】

- 災害時派遣医療チーム(熊本DMA T)の活動拠点となる保健センターなど受入れ体制の構築を進める。

（救助・救急ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 町内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（緊急交通路の確保）【危機管理防災課・建設課】

- 大規模災害時、被災地への車両の過剰な流入を抑制し、緊急車両等の通行を確保するため、直ちに道路の被災状況を把握するとともに、緊急交通路を指定し一般車両の通行規制を行うことができるよう、平時から交通管理者と道路管理者の連携体制を強化する。

（２－５）救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（活動に必要な燃料の供給）【総務課】

- 町内外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、受援主体において、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備を進める。

（保健センターの設備等の整備）【住民ほけん課】

- 大規模災害時、保健センターのライフラインが途絶しても迅速な救護活動を可能にするため、非常用電源の充実や受水槽、簡易トイレなどの設備整備を促進する。

（エネルギー供給に向けた道路整備）【建設課】

- 町内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(2-6) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備)【危機管理防災課】

- 災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため、コンビニ等の民間との協定の締結を推進する。

(公共交通機関に係る情報体制の整備)【危機管理防災課】

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

(2-7) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療施設の火災防止)【住民ほけん課】

- 大規模地震等の発生時、火災による人的被害の拡大を防ぐため、医療施設へのスプリンクラー設置を促進する。

(保健センターの設備等の整備)【住民ほけん課】(再掲)

- 大規模災害時、保健センターのライフラインが途絶しても迅速な救護活動を可能にするため、非常用電源の充実や受水槽、簡易トイレなどの設備整備を促進する。

(熊本DMA T(ディーマット)の受入体制整備)【住民ほけん課】(再掲)

- 災害時派遣医療チーム(熊本DMA T)の活動拠点となる保健センターなど受入れ体制の構築を進める。

(熊本DPAT(ディパット)の受入体制整備)【住民ほけん課】

- 災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の活動拠点となる保健センターなど受入れ体制の構築を進める。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備)【建設課】

- 町内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、医療活動の支援ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(2-8) 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止)【住民ほけん課】

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促推進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携して防疫対策に取り組む。

(避難所等の保健衛生・健康対策)【住民ほけん課】(再掲)

- 避難者の健康悪化を防ぐため、県や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防)【住民ほけん課】(再掲)

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(生活用水の確保)【住民ほけん課・建設課・生涯学習課】

- 災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について

学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活水の確保について事前の備えを促進する。

- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活水の確保について啓発を行う。
- 井戸等の水質検査補助の申込時、災害用協力井戸への登録を促進する。

（下水道BCPの充実）【建設課】

- 災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、既に策定した下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

（3－1）職員・施設等の被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

（警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、治安維持活動を確保するため、県外からの応援部隊の受入体制の強化を進めるとともに、部隊の活動拠点の複数確保、宿営拠点としての宿営場所や駐車場の確保を図る。

（3－2）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（防災拠点施設等の耐災性の強化）【危機管理防災課・建設課・生涯学習課・各施設所管課】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化・耐災化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。

- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。

(業務継続可能な体制の整備)【総務課・危機管理防災課】

- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や町地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。

- 災害等による庁舎内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定)【生涯学習課】

- 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、町の防災部局や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画(BCP)の策定を促進する。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備)【危機管理防災課】

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

(自治体間の応援体制の構築)【危機管理防災課】

- 県内市町村の応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を図る。

（県外からの応援部隊の受入体制の整備）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、県外からの応援部隊の受入を円滑に行うため、応援側と受援側の役割分担のルール化等を進める。

（防災訓練の実施）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

- 防災士会による講演等により自主防災組織の意識を向上させ、自助、共助による避難体制を確保することにより、災害対応業務の軽減を図る。

（職員の安全確保に関する意識啓発）【危機管理防災課】

- 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

（4－1）電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進）【危機管理防災課・建設課・生涯学習課】

- 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用

電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

（通信手段の機能強化）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

（消防の通信基盤等の強化）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、衛星電話の整備を図る。
- 消防署・消防団との情報伝達手段について精査し、必要があれば現行手段からの変更を検討する。

（４－２）郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

（郵便事業の継続に向けた道路整備）【建設課】

- 町内における災害時の郵便事業の停止を防止するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

（４－３）テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課・危機管理防災課・企画観光課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から町が直接受信する J アラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を

広く住民に伝達するＬアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、ＳＮＳや町ホームページ、テレビデータ放送、電光掲示板などを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。
- 町民に防災に関する情報を迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 聴覚障がい者に対して適切な防災情報を発信できる体制の構築に努める。

（通信手段の機能強化）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

（消防の通信基盤等の強化）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、衛星電話の整備を図る。
- 消防署・消防団との情報伝達手段について精査し、必要があれば現行手段からの変更を検討する。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

(５－１) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるＢＣＰ策定促進)【産業振興課】

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別ＢＣＰへの改訂等を支援する。

(金融機関や商工団体等との連携)【産業振興課】

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備)【建設課】(再掲)

- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(道路情報の迅速かつ正確な提供)【建設課】

- 災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。

(５－２) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（エネルギー供給に向けた道路整備）【建設課】

- 町内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーを供給するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（５－３）農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

（農地・農業用施設の保全）【農林整備課】

- 地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、ため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

（災害時の集出荷体制の構築）【産業振興課・農林整備課】

- 災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

（農業施設の耐候性等の強化）【産業振興課】

- 災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。

（共済加入の促進）【産業振興課】

- 自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

（森林保険加入の促進）【農林整備課】

- 自然災害が発生しても、林業経営の安定を図るため、林業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、森林保険加入を促進する。

(５－４) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備)【建設課】

- 町内における災害時の交通ネットワークを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(交通ネットワークの確保に向けた鉄道整備)【企画観光課】

- 大規模災害時の鉄道輸送機能を確保するため、県や交通事業者と連携しながら、鉄道施設の耐震化をはじめとした耐災性の強化に向けた取組みを進めるとともに、地域鉄道等が被災した場合、早期復旧や代替する公共交通の確保に取り組む。

(５－５) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(事業者におけるＢＣＰ策定促進)【産業振興課】(再掲)

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画(ＢＣＰ)策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別ＢＣＰへの改訂等を支援する。

(５－６) 食料等の安定供給の停滞

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備)

【危機管理防災課・産業振興課・農林整備課】(再掲)

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や JA、農業法人、事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）

【危機管理防災課・産業振興課・農林整備課】（再掲）

- 物資集積拠点の利用許可など円滑に行えるように、関係機関と検討したうえで、連携を強化する。
- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

（家庭や事業所における備蓄の促進）【危機管理防災課・福祉課・住民ほけん課】（再掲）

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、住民及び事業所に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低 3 日分（推奨 1 週間）の備蓄を促進する。
- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間の飲料水を確保するため、災害用井戸として使用することができる所有者確保のための周知、協力依頼を進める。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】（再掲）

- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【総務課】

- 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化等）【建設課】（再掲）

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、町におけるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、国庫補助を活用した施設整備など水道施設の耐震化を促進する。

（応急給水体制の整備）【建設課】

- 災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（生活用水の確保）【住民ほけん課・建設課・生涯学習課】

- 災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 井戸等の水質検査補助の申込時、災害用協力井戸への登録を促進する。

（上水道BCPの策定）【建設課】

- 災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、上水道事業継続計画（BCP）策定に向けた取組みを図る。

（6－3）污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設等の耐震等）【建設課】

- 災害時の污水处理機能の長期停止を防止するため、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を進め、下水道施設等の耐震化等を促進する。

- 災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、公共下水道実施町において、避難所開設時に備えてマンホールトイレ整備を促進するとともに、仮設トイレのし尿を、被災していない下水処理場等で受け入れる体制を事前に整える。

（浄化槽の整備等）【建設課】

- 災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制（地理情報システム活用に向けた浄化槽台帳システムの改訂を含む）を構築する。

（下水道BCPの充実）【建設課】（再掲）

- 災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、既に策定した下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

（６－４）地域交通ネットワークが分断する事態

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【危機管理防災課】（再掲）

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

（地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 災害時の地域交通ネットワークを確保するため、町内各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（６－５）異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

（応急給水体制の整備）【建設課】（再掲）

- 災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」「九州・山口９県災害時相互応援協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（生活用水の確保）【住民ほけん課・建設課・生涯学習課】

- 災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 井戸等の水質検査補助の申込時、災害用協力井戸への登録を促進する。

7 制御不能な二次災害を発生させない

（7－１）市街地での大規模火災の発生

（住宅密集地における火災の拡大防止）【危機管理防災課・建設課】（再掲）

- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための漏電ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防本部及び消防団を通じ、普及促進を図る。

（消防団の災害対処能力の強化）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、消防団員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図るとともに、実践的な訓練を反復実施する。

（県内消防応援隊の活用）【危機管理防災課】（再掲）

- 被災地での十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内の他消防本部からの受入体制を上球磨消防組合本部と連携しながら検討を進める。

（自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備）

【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時等、県内の自衛隊、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、県外からの応援部隊の受入体制の整備を図る。
- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【危機管理防災課】（再掲）

- 地域の防災力の強化を図るため、消防団協力事業所制度等により消防団活動に対する事業所の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を進める。

（７－２）沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（沿道建築物の耐震化、通行空間の確保）【危機管理防災課・建設課】

- 大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、市町村と連携して耐震診断、耐震改修等を進めるとともに、通行空間確保のため、無電柱化を計画的に進める。

(被災建築物等の迅速な把握)【危機管理防災課・建設課】

- 災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県と町、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

(7-3) ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新)【農林整備課】

- 災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性の判定を行い、計画的に改修を進めるとともに、築造後数十年経過している農業用ダムについては、機能保全計画に基づき必要な更新整備を行う。
- ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、町によるハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を推進する。

(道路防災施設の維持管理・更新)【建設課】

- 災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。

(7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質の流出対策等）【住民ほけん課】

- 燃焼用ボイラー等を使用する工場や農業などの事業者に対し、機器点検等の徹底実施、流出時の対応策などを義務付ける。
- 大規模災害の発生に伴う油等の流出による環境への悪影響を防止するため、オイルフェンス等の資機材の整備を進める。

（アスベスト対策）【建設課】

- 被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストをあらかじめ整備する。また、工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を促進する。

（7－5）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農業生産基盤の整備及び保全管理）【農林整備課・産業振興課】

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

（鳥獣被害対策の推進）【農林整備課・産業振興課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、県と連携し、捕獲と併せて、「住民の意識改革」「防護柵の設置」「追い払い活動の実施」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

（適切な森林整備の推進）【農林整備課】

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

（山地・土砂災害対策の推進）【農林整備課】

- 森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を推進する。

（中山間地域の振興）【産業振興課】

- 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となっていく地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。

（7－6）火山噴火による地域社会への甚大な影響

（災害対応業務の標準化・共有化）【危機管理防災課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理、見直しのうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 防災士会による講演等により自主防災組織の意識を向上させ、自助、共助による避難体制を確保することにより、災害対応業務の軽減を図る。

（共済加入の促進）【産業振興課】（再掲）

- 自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

（農業施設の耐候性等の強化）【産業振興課】（再掲）

- 災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。

（７－７）風評被害等による地域経済等への甚大な影響

（正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備）

【危機管理防災課・企画観光課・生涯学習課】

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。
- 町内観光事業者等と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々なチャンネルを通じた迅速な情報発信を行う。

８ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

（８－１）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理計画の策定）【住民ほけん課】

- 策定した「多良木町災害廃棄物処理計画」を、より平時の災害予防対策を充実させ、迅速かつ適正な災害応急対策、及び災害復旧・復興対策を円滑に実施するため定期的な見直しを実施する。

（仮置場の選定）【住民ほけん課】

- 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物処理体制（施設整備を含む）の整備を図る。

（関係団体等との連携）【住民ほけん課】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を促進するため、熊本県及び関係団体との連絡体制の構築を図る。

（８－２）復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（建設業における復旧・復興の担い手確保・育成）【建設課】

- 災害時における復旧・復興を担う建設産業の人材確保・育成のため、建設業界や教育機関と連携し、求人・求職情報の共有や建設産業の魅力発信等を行うとともに、就労環境の整備や資格取得の支援を進める。

（建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化）【建設課】

- 災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

（災害ボランティアとの連携）【福祉課・危機管理防災課】

- 災害ボランティアセンターとなる社会福祉協議会との連携し連絡体制や情報提供体制を整え、ボランティアの力が生かせるようにする。

（罹災証明書の速やかな発行）【税務課】

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修等へ参加するとともに、他自治体等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

（被災建築物等の迅速な把握）【危機管理防災課・建設課】（再掲）

- 災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県と町、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

（被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備）【企画観光課】

- 災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、町、建築関係団体と連携し被災文化財の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。
- 埋蔵文化財包蔵地の所在を、広く周知する。

（８－３）被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

（罹災証明書の速やかな発行）【税務課】（再掲）

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修等へ参加するとともに、他自治体等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

（応急仮設住宅の迅速な提供）【危機管理防災課・建設課】

- 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用する借上型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル、事業スキーム等について不動産団体等との情報共有を図る。

（地籍調査の実施）【税務課】

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等の明確化を図る。

（地震保険加入率の向上）【危機管理防災課】

- 災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、町民に地震保険制度の周知・啓発を図る。

（災害ボランティアとの連携）【福祉課・危機管理防災課】（再掲）

- 災害ボランティアセンターとなる社会福祉協議会との連携し連絡体制や情報提供体制を整え、ボランティアの力が生かせるようにする。

（相談体制の整備）【住民ほけん課】

- 大規模災害時に住民からの各種相談に対応できるよう、県や圏域の自治体と協力し、情報提供を行う体制を整備する。

（金融機関や商工団体等との連携）【産業振興課】（再掲）

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

（８－４）地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域における共助の推進）【危機管理防災課】

- 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

（自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化）【危機管理防災課】

- 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、警察と連携し、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。

（地域と学校の連携）【生涯学習課】

- 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、学校において地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

（地域コミュニティの維持）【危機管理防災課・企画観光課・生涯学習課】

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。
- 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【危機管理防災課】（再掲）

- 地域の防災力の強化を図るため、消防団協力事業所制度等により消防団活動に対する事業所の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を進める。

（警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時、治安維持活動を確保するため、県外からの応援部隊の受援体制の強化を進めるとともに、部隊の活動拠点の複数確保、宿営拠点としての宿営場所や駐車場の確保を図る。

（８－５）道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（迅速な復旧・復興に向けた道路整備）【建設課】

- 町内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（迅速な復旧・復興に向けた鉄道整備）【危機管理防災課】

- 大規模災害時の鉄道施設の被災による復旧・復興の停滞を防止するため、県や交通事業者と連携しながら、鉄道施設の耐震化をはじめ、耐災性の強化に向けた取り組みを進めるとともに、地域鉄道が被災した場合、早期復旧や代替する公共交通の確保に取り組む。

（災害時の交通安全対策）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えるとともに、警察と連携し交通安全教育の推進を図る。

（地籍調査の実施）【税務課】（再掲）

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等の明確化を図る。

（８－６）広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（浸水対策、流域減災対策）【建設課】

- 大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設の整備など、地震・洪水による浸水への対策を着実に推進し、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

第5章 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（K P I）を用いて進捗管理を行うとともに、P D C Aサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとする。

また、本計画は、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国・熊本県及び本町の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。

<重要業績指標（K P I）一覧>

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる					
住宅の耐震化率	50.5%	H29.3	95%	R8	1-1
自主防災組織による防災訓練実施組織数	30/47 組織	H31	47/47 組織	R2	1-1、1-3、1-4、3-2、7-6
市町村立学校の非構造部材の耐震対策率	0.0%	H30	100%	R1	1-2
聴覚障がい者世帯への文字表示戸別受信機設置率	0 世帯 (0%)	H31	26 世帯 (100%)	H32	1-3
町道整備率	77.2%	H29	77.6%	R3	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7
橋梁点検実施率	21.7%	H31	100%	R5	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-6、5-9、6-4、8-5
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転数	3 戸	H31	5 戸	R5	1-5
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）					
水道基幹管路の耐震適合率	10.3%	H30	15.5%	R5	2-1、6-2
町道整備率(再掲)	77.2%	H29	77.6%	R3	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7
橋梁点検実施率(再掲)	21.7%	H31	100%	R5	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-6、5-9、6-4、8-5
多良木町の消防団員数	451 人	H27.3 月末	451 人	R3.4.1	2-4、7-1、8-4
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する					
町道整備率(再掲)	77.2%	H29	77.6%	R3	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7
橋梁点検実施率(再掲)	21.7%	H31	100%	R5	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-6、5-9、6-4、8-5

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない					
町道整備率(再掲)	77.2%	H29	77.6%	R3	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7
橋梁点検実施率(再掲)	21.7%	H31	100%	R5	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-6、5-9、6-4、8-5
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る					
水道基幹管路の耐震適合率（再掲）	10.3%	H30	15.5%	R5	2-1、6-2
合併処理浄化槽の普及率	18.9%	H30	26.2%	R7	6-3
町道整備率(再掲)	77.2%	H29	77.6%	R3	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7
橋梁点検実施率(再掲)	21.7%	H31	100%	R5	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-6、5-9、6-4、8-5
7 制御不能な二次災害を発生させない					
多良木町の消防団員数(再掲)	451人	H27.3月 末	451人	H33.4..1	2-4、7-1、8-4
日本型直接支払の取組面積（実面積）	2,056ha	H30	2,061ha	R4	7-6
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する					
地籍調査進捗率	82.6%	R1	100.0%	R12	8-3、8-5
多良木町の消防団員数(再掲)	451人	H27.3月 末	451人	H33.4..1	2-4、7-1、8-4
町道整備率(再掲)	77.2%	H29	77.6%	R3	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7
橋梁点検実施率(再掲)	21.7%	H31	100%	R5	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-6、5-9、6-4、8-5

【別紙】 脆弱性評価結果

1－1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

（住宅の耐震化）【建設課】

- 本町の住宅の耐震化率は全国平均を下回っており、地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。

（宅地の耐震化）【建設課】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

（住宅密集地における火災の拡大防止）【危機管理防災課・建設課】

- 大規模地震時、国道沿いなどの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

（ガス設備の耐災性の強化）【危機管理防災課・建設課】

- 大規模災害時、耐震性の低いガス管やガス容器の破損等により、火災や爆発が発生するおそれがあるため、ガス管の耐震化やガス漏れ防止策等を進める必要がある。

（家庭・事業所における地震対策）【危機管理防災課】

- 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【危機管理防災課】

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【危機管理防災課】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。また、自主防災組織の意識向上を図り、自助、共助による避難体制を確保することにより、災害対応業務の軽減を図る必要がある。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課・危機管理防災課・企画観光課】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（交通施設の耐災性の強化）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、鉄道等の交通施設の倒壊等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、交通施設の耐災性の強化を図る必要がある。

1－2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

（公共建築物、学校施設、社会教育施設、スポーツ施設の耐震化及び火災防止）

【危機管理防災課・生涯学習課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設・社会教育施設・スポーツ施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施

設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策等を促進する必要がある。

（医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止）

【危機管理防災課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設、社会福祉施設等の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）【総務課・建設課】

- 大規模地震等の発生時、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課・危機管理防災課・企画観光課】（再掲）

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

1－3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

（浸水被害の防止に向けた河川整備等）【危機管理防災課・建設課】

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

（浸水被害の防止に向けた公共施設の改修等）【危機管理防災課・生涯学習課】

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に施設の改修や移転を実施する必要がある。

（円滑な避難のための道路整備）【建設課・農林整備課】

- 台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である

（避難指示等の適切な発令）【危機管理防災課】

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、町において避難指示を適切に発令する必要がある。また、住民への「予防的避難」の重要性を浸透させる必要がある。

（事前予測が可能な災害への対応）【危機管理防災課】

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、住民への気象情報の迅速かつ的確な周知、又、「予防的避難」の重要性を浸透させる必要がある。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課・危機管理防災課・企画観光課】（再掲）

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（災害対応業務の標準化・共有化）【危機管理防災課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（河川や水路の安全対策）【建設課】

- 増水時における河川や水路への転落事故等が発生する恐れがあり、平時から適正管理が必要である。

（防災訓練の実施）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。また、自主防災組織の意識向上を図り、自助、共助による避難体制を確保することにより、災害対応業務の軽減を図る必要がある。

1－4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

（山地・土砂災害対策の推進）【危機管理防災課・農林整備課・建設課】

- 集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、治山・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定など、山地・土砂災害対策を進める必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【危機管理防災課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。また、自主防災組織の意識向上を図り、自助、共助による避難体制を確保することにより、災害対応業務の軽減を図る必要がある。

1－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課・危機管理防災課・企画観光課】（再掲）

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（避難指示等の適切な発令）【危機管理防災課】（再掲）

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、町において避難指示を適切に発令する必要がある。また、住民への「予防的避難」の重要性を浸透させる必要がある。

（通信手段の機能強化）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・町等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。また、長期的停電に備え、非常用発電機とそれを稼働する燃料について、用意や備蓄のほか協定を取り結んでおく必要がある。

（要支援者対策の推進）【危機管理防災課・福祉課】

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制の充実とシステムの構築を図る必要がある。

（観光客の安全確保等）【企画観光課】

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総務課・住民ほけん課】

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

（情報伝達体制の整備と地域の共助）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、町から地域へ災害情報が迅速に伝達されず、又、防災情報を入手できない住民がおり、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域防災リーダーの育成、自主防災組織内の情報伝達体制を強化する必要がある。

（学校の災害対応の機能向上）【危機管理防災課・生涯学習課】

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

（事前予測が可能な災害への対応）【危機管理防災課】（再掲）

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、住民への気象情報の迅速かつ的確な周知、又、「予防的避難」の重要性を浸透させる必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（家庭や事業所における備蓄の促進）【危機管理防災課・福祉課・住民ほけん課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。また、災害用井戸として使用することができる所有者確保のため、協力を依頼する必要がある。

（町での備蓄の推進）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、町において必要な備蓄を行う必要がある。

（民間企業と連携した食料等の供給体制の整備）【危機管理防災課・産業振興課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）

【危機管理防災課・産業振興課・農林整備課】

- 物資を受け入れ、配送するための集積拠点を既存公共施設などから確保しておく必要がある。

（水道施設の耐震化等）【建設課】

- 災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

（一時的な飲料水の確保対策）【危機管理防災課・建設課・生涯学習課】

- 災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、一時的な飲料水を確保できる体制を整備する必要がある。

（医薬品・医療機器等の確保対策）【住民ほけん課】

- 災害発生時の医薬品等の確保については、保健所からの提供があるため、一定程度の対策はできている。が、大規模災害で球磨圏域全体の被害により保健所からの提供の不足や遅延が起こるおそれがある。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本町と隣接市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2－2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

（指定避難所等の体制整備）【危機管理防災課・建設課】

- 災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本町と隣接市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【住民ほけん課】

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から予防接種の勧奨や避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

（避難所等のバリアフリー対策）【危機管理防災課・生涯学習課】

- 大規模災害時に避難所として指定される施設において、バリアフリー化がなされていないものについては、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難に支障をきたすおそれがあることから、計画的に改修を実施する必要がある。

（福祉避難所の円滑な運営）【危機管理防災課・福祉課】

- 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

（指定避難所以外の被災者の把握体制）【危機管理防災課】

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。

（エコノミークラス症候群の予防）【住民ほけん課】

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

2－3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落に対する取組み）【危機管理防災課】

- 大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、孤立する可能性がある集落の事前把握、情報伝達体制強化の必要がある。

（孤立集落の発生防止に向けた道路整備）【農林整備課・建設課】

- 災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

（自主防災組織の活動の強化）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。
- 大規模災害により、集落の孤立が発生するおそれがあることから、孤立が解消されるまでの間、集落内の被災者救助・支援等を行う地域の共助体制を強化する必要がある。。

（山地・土砂災害対策の推進）【危機管理防災課・農林整備課・建設課】（再掲）

- 集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、治山・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定など、山地・土砂災害対策を進める必要がある。

（農業用排水施設の更新整備及び保全管理）【農林整備課】

- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理の整備が必要である。

2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

（消防団施設の耐災性の強化）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である消防施設の耐災性を強化する必要がある。

（消防団の災害対処能力の強化）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、消防団員の確保及び災害時の対処能力を強化する必要がある。

（県内消防応援隊の活用）【危機管理防災課】

- 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、県内の他消防本部からの支援の受入体制の充実を図る必要がある。

（自衛隊、警察、消防等の県外からの応援部隊の受入体制の整備）【危機管理防災課】

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【危機管理防災課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【危機管理防災課】

- 消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

（自主防災組織の活動の強化）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

（熊本DMA Tの受入れ体制整備）【住民ほけん課】

- 大規模災害時、医療機関の被災や大量の要救助者の発生により救助・救急活動の不足や遅れの生じるおそれがあることから、災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム（熊本DMA T）の受入れ体制を構築する必要がある。

（救助・救急ルートへの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、本町と隣接市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（緊急交通路の確保）【危機管理防災課・建設課】

- 大規模災害時、被災地への無秩序かつ大量の車両流入により道路交通の麻痺を引き起こし、救助・救急作業の妨げとなるおそれがあるため、一般車両の通行を規制し、緊急交通路の確保を行う必要がある。

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（活動に必要な燃料の供給）【総務課】

- 大規模災害時、県内外から多数の警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う機関の部隊が来援し、救助・救急活動に必要な燃料が確保できないおそれがあることから、石油小売会社等との協定等による供給体制を整備する必要がある。

（保健センターの設備等の整備）【住民ほけん課】

- 大規模災害時、ライフライン途絶により、保健センターにおいて救護活動ができないおそれがあることから、非常用電源などの整備を行う必要がある。

（エネルギー供給に向けた道路整備）【建設課】

- 災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本町と隣接市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

（災害時の帰宅困難者の支援体制の整備）【建設課】

- 災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等それらへの支援が行われる体制を整備する必要がある。

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（医療施設の火災防止）【危機管理防災課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設の火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、防火対策等を促進する必要がある。

（保健センターの設備等の整備）【住民ほけん課】（再掲）

- 大規模災害時、ライフライン途絶により、保健センターにおいて救護活動ができないおそれがあることから、非常用電源などの整備を行う必要がある。

（熊本DMA Tの受入れ体制整備）【住民ほけん課】（再掲）

- 大規模災害時、医療機関の被災や大量の要救助者の発生により救助・救急活動の不足や遅れの生じるおそれがあることから、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム（熊本DMA T）の受入れ体制を構築する必要がある。

（熊本DPATの整備）【住民ほけん課】

- 大規模災害時、心のケアを必要とする被災者が多数発生するおそれがあることから、被災地域の精神科医療及び精神保健活動を支援し、被災者の心のケアを行うことができる災害派遣精神医療チーム（熊本DPAT）の受入れ体制を構築する必要がある。

（医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、本町と隣接市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2－8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

（感染症の発生・まん延防止）【住民ほけん課】

- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から予防接種の勧奨と感染症予防体制を構築する必要がある。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【住民ほけん課】（再掲）

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から予防接種の勧奨や避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

（エコノミークラス症候群の予防）【住民ほけん課】（再掲）

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

（生活用水の確保）【住民ほけん課・建設課・生涯学習課】

- 災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

（下水道BCPの充実）【建設課】

- 災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

3-1 職員・施設等の被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

（警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備）【危機管理防災課】

- 大規模災害時は、救出救助活動等を優先的に実施する必要がある、治安維持活動に従事する警察官が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入体制を整備する必要がある。

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（防災拠点施設等の耐災性の強化）【危機管理防災課・建設課・生涯学習課・各施設所管課】

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

（業務継続可能な体制の整備）【総務課・危機管理防災課】

- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。また、受援計画の策定、町地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直し、また、業務継続可能な体制の整備を図る必要がある。

（学校における業務のスリム化とBCPの策定）【生涯学習課】

- 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況と

なり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

（発災直後の職員参集及び対応体制の整備）【危機管理防災課】

- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

（自治体間の応援体制の構築）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、町の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。

（防災訓練の実施）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。また、自主防災組織の意識向上を図り、自助、共助による避難体制を確保することにより、災害対応業務の軽減を図る必要がある。

（職員の安全確保に関する意識啓発）【危機管理防災課】

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

4－1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進)

【危機管理防災課・建設課・生涯学習課・各施設所管課】

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

(通信手段の機能強化) 【危機管理防災課】 (再掲)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・町等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。また、長期的停電に備え、非常用発電機とそれを稼働する燃料について、用意や備蓄のほか協定を取り結んでおく必要がある。

4－2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便事業の継続に向けた道路整備) 【建設課】

- 災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、本町と隣接市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

4－3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課・危機管理防災課・企画観光課】（再掲）

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（通信手段の機能強化）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・町等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。また、長期的停電に備え、非常用発電機とそれを稼働する燃料について、用意や備蓄のほか協定を取り結んでおく必要がある。

5－1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

（事業者におけるBCP策定促進）【産業振興課】

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な町内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、町内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進する必要がある。

（金融機関や商工団体等との連携）【産業振興課】

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】（再掲）

- 災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本町と隣接市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（道路情報の迅速かつ正確な提供）【建設課】

- 災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。

5－2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（エネルギー供給に向けた道路整備）【建設課】

- 災害時、道路の寸断や渋滞の発生により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本町と隣接市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

5－3 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

（農地・農業用施設の保全）【農林整備課】

- 地震や豪雨等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

（災害時の集出荷体制の構築）【産業振興課・農林整備課】

- 災害時のカントリーエレベータ、ライスセンター、野菜・果樹等の集出荷施設や農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

（農業施設の耐候性等の強化）【産業振興課】

- 災害時の農業施設の被災により、本県で盛んな施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

（共済加入の促進）【産業振興課】

- 降灰や風水害などにより、農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

（森林保険加入の促進）【農林整備課】

- 火災、水害、風害、雪害、凍害、干害、潮害、噴火火災による森林被害のおそれがあることから、再造林を支援することにより、林業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5－4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、本町と隣接市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（交通ネットワークの確保に向けた鉄道整備）【企画観光課】

- 大規模災害時の鉄道施設の被災により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、鉄道施設の整備等を進める必要がある。

5－5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

（事業者におけるBCP策定促進）【産業振興課】（再掲）

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な町内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、町内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進する必要がある。

5－6 食料等の安定供給の停滞

（民間企業と連携した食料等の供給体制の整備）【危機管理防災課・産業振興課】

（再掲）

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）

【危機管理防災課・産業振興課・農林整備課】（再掲）

- 物資を受け入れ、配送するための集積拠点を既存公共施設などから確保しておく必要がある。

（家庭や事業所における備蓄の促進）

【危機管理防災課・福祉課・住民ほけん課】（再掲）

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。また、災害用井戸として使用することができる所有者確保のため、協力を依頼する必要がある。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】（再掲）

- 災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本町と隣接市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【危機管理防災課】 (再掲)

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等) 【建設課】 (再掲)

- 災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(応急給水体制の整備) 【建設課】

- 災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活用水の確保) 【住民ほけん課・建設課・生涯学習課】 (再掲)

- 災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

（上水道ＢＣＰの策定）【建設課】

- 災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

6－3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設等の耐震等）【建設課】

- 災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要がある。

（浄化槽の整備等）【建設課】

- 災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

（下水道ＢＣＰの充実）【建設課】（再掲）

- 災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

6－4 地域交通ネットワークが分断する事態

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

（地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

6－5 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

（生活用水の確保）【住民ほけん課・建設課・生涯学習課】（再掲）

- 災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

（応急給水体制の整備）【建設課】（再掲）

- 災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

7-1 市街地での大規模火災の発生

（住宅密集地における火災の拡大防止）【危機管理防災課・建設課】（再掲）

- 大規模地震時、国道沿いなどの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

（消防団の災害対処能力の強化）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、消防団員の確保及び災害時の対処能力を強化する必要がある。

（県内消防応援隊の活用）【危機管理防災課】（再掲）

- 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、県内の他消防本部からの支援の受入体制の充実を図る必要がある。

（自衛隊、警察、消防等の県外からの応援部隊の受入体制の整備）

【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【危機管理防災課】（再掲）

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

7－2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（沿道建築物の耐震化、通行空間の確保）【危機管理防災課・建設課】

- 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。

（被災建築物等の迅速な把握）【危機管理防災課・建設課】

- 災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

7－3 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（農業用ため池等の維持管理・更新）【農林整備課】

- 災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

（道路防災施設の維持管理・更新）【建設課】

- 災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。

7－4 有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質等の流出対策）【住民ほけん課】

- 大規模災害時、油等の流出により、環境に影響を及ぼすおそれがあることから、オイルフェンス等の備蓄など対応体制を整備する必要がある。

（アスベスト対策）【建設課】

- 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアスベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じる必要がある。

7－5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農業生産基盤の整備及び保全管理）【農林整備課・産業振興課】

- 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

（鳥獣被害対策の推進）【農林整備課・産業振興課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

（適切な森林整備の推進）【農林整備課】

- 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

（山地・土砂災害対策の推進）【農林整備課】

- 森林の荒廃により土砂の崩壊や流出などの山地災害を防止する機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備を進める必要がある。

（中山間地域の振興）【産業振興課】

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

（遊休農地の発生防止・解消）【農業委員会】

- 農地の有効利用のため、情報の共有や利用計画を考え、遊休農地を発生させないように地域全体で保全していく必要がある。

7－6 火山噴火による地域社会への甚大な影響

（災害対応業務の標準化・共有化）【危機管理防災課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。また、自主防災組織の意識向上を図り、自助、共助による避難体制を確保することにより、災害対応業務の軽減を図る必要がある。

（共済加入の促進）【産業振興課】（再掲）

- 降灰や風水害などにより、農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

（農業施設の耐候性等の強化）【産業振興課】（再掲）

- 災害時の農業施設の被災により、本県で盛んな施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

7－7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

（正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備）【危機管理防災課・企画観光課・生涯学習課】

- 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

8－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理体制等の構築）【住民ほけん課】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（道路等の復旧・復興を担う人材の確保）【建設課】

- 災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要がある。

（災害ボランティアとの連携）【福祉課・危機管理防災課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、ボランティアに関する全ての連絡体制を整える必要がある。
- ボランティアセンターを立ち上げる事前の場所の確保が必要である。

（罹災証明書の速やかな発行）【税務課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

（被災建築物等の迅速な把握）【危機管理防災課・建設課】（再掲）

- 災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

（被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備）【企画観光課】

- 災害により損傷を受けた指定文化財の状況を把握する体制の整備が必要である。
- 災害復旧における予定が埋蔵文化財包蔵地である場合、迅速な埋蔵文化財発掘調査が必要となる。

8－3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

（罹災証明書の速やかな発行）【税務課】（再掲）

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

（応急仮設住宅の迅速な提供）【危機管理防災課・建設課】

- 大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等が必要である。

（地籍調査の実施）【税務課】

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

（地震保険加入率の向上）【危機管理防災課】

- 地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、町民の地震保険加入を促進する必要がある。

（災害ボランティアとの連携）【福祉課・危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、ボランティアに関する全ての連絡体制を整える必要がある。
- ボランティアセンターを立ち上げる事前の場所の確保が必要である。

（相談体制の整備）【住民ほけん課・福祉課】

- 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、住民からの相談内容に応じた対応をする必要がある。

（金融機関や商工団体等との連携）【産業振興課】（再掲）

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

8－4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域における共助の推進）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

（自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

（地域と学校の連携）【生涯学習課】

- 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

（地域コミュニティの維持）【総務課・危機管理防災課・企画観光課・生涯学習課】

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【危機管理防災課】（再掲）

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

（警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備）【危機管理防災課】（再掲）

- 大規模災害時は、救出救助活動等を優先的に実施する必要がある、治安維持活動に従事する警察官が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入体制を整備する必要がある。

8－5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（迅速な復旧・復興に向けた道路整備）【建設課】

- 災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、本町と隣接市町村を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（迅速な復旧・復興に向けた鉄道整備）【危機管理防災課】

- 大規模災害時の鉄道施設の被災により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、鉄道施設の整備等を進める必要がある。

（災害時の交通安全対策）【危機管理防災課】

- 大規模災害時、交通流や交通量の変化により交通事故や交通渋滞が発生して復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから、交通安全の徹底が必要である。

（地籍調査の実施）【税務課】（再掲）

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

8－6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（浸水対策、流域減災対策）【建設課】

- 災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

【別紙】 取組主体・関係機関等一覧表

No	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	町	事業者・事業所・団体等	町民
1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生								
1		住宅の耐震化	住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるための体制整備等		○	○		○
2		宅地の耐震化	盛土造成地の崩落防止対策、宅地被害の状況把握の体制整備等		○	○		○
3		住宅密集地における火災の拡大防止	感震ブレーカーや防災物品、住宅用火災警報器等の普及		○	○	○	○
4		ガス設備の耐震性の強化	耐震性・耐食性に優れたガス管への取替え		○	○		○
155		ガス設備の耐震性の強化	LP ガス事業者の安全装置の整備等、自主保安活動の促進		○	○	○	
6		家庭・事業所における地震対策	家具固定等の重要性についての意識啓発、地震時の安全確保訓練の実施		○	○	○	○
7		災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等		○	○	○	
8		防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○	○	○
9		防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○		
10		防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	報道機関等との連携体制構築、情報伝達手段マニュアルの作成		○	○	○	
11		防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	SNS や HP を活用した情報発信体制整備等		○	○		
12		交通施設の耐震性の強化	鉄道事業者との連携体制構築及び施設の耐震性強化支援			○	○	
1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生								
13		公共建築物、学校施設、社会教育施設、スポーツ施設の耐震化及び火災防止	公共建築物等の非構造部材を含めた耐震化、耐震化及び防火設備の維持管理		○	○		
14		医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止	医療施設、社会福祉施設の耐震化やスプリンクラー設置		○	○	○	
15		不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止	不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の啓発活動、相談対応		○	○	○	
16	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○		
17	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	報道機関等との連携体制構築、情報伝達手段マニュアルの作成		○	○	○	
18	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	SNS や HP を活用した情報発信体制整備等		○	○		
1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生								
19		浸水被害の防止に向けた河川整備等	浸水被害防止のための河川整備等、ハード対策の重点実施	○	○	○		
20		浸水被害の防止に向けた河川整備等	雨量や河川水位等の情報提供、市町村でのハザードマップ作成促進等	○	○	○		
21		円滑な避難のための道路整備	道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路嵩上げ等の冠水対策	○	○	○		
22		避難指示等の適切な発令	避難指示等の適切な発令のため、国のガイドラインに基づく発令方法の見直し		○	○		
23		事前予測が可能な災害への対応	危険が切迫する前の明るく安全なうちに避難する「予防的避難」の重要性の啓発		○	○		
24	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○		
25	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	報道機関等との連携体制構築、情報伝達手段マニュアルの作成		○	○	○	
26	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	SNS や HP を活用した情報発信体制整備等		○	○		
27	○	災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等		○	○		
28	○	防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態								
29		山地・土砂災害対策の推進	治山施設や保安林・砂防施設の整備、土砂災害警戒区域等の早期指定完了、住民への周知等		○	○		
30		山地・土砂災害対策の推進	土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転支援		○	○		○
31	○	災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等		○	○		
32	○	防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		

No	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	町	事業者・事業所・団体等	町民
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生								
33	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○		
34	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	報道機関等との連携体制構築、情報伝達手段マニュアルの作成		○	○	○	
35	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	SNSやHPを活用した情報発信体制整備等		○	○		
36	○	避難指示等の適切な発令	避難指示等の適切な発令のため、国のガイドラインに基づく発令方法の見直し		○	○		
37		通信手段の機能強化	通信体制の強化、非常用電源の整備、電力や燃料の供給に関する協定締結等、通信手段の多様化			○	○	
38		消防の通信基盤等の強化	防災関係機関との通信を確保するための衛星電話の整備等		○	○	○	
39		要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿の見直しや個別計画の策定及び見直しの推進			○		
40		観光客の安全確保等	観光施設や宿泊施設における防災情報、避難情報等の周知			○	○	
41		外国人に対する情報提供の配慮	外国人にわかりやすい防災パンフレット等による情報提供、災害時の多言語による相談窓口の設置等			○	○	
42		情報伝達体制の整備と地域の共助	市町村と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動強化、地域防災リーダーの育成等			○	○	
43		学校の災害対応の機能向上	学校内での確実な情報伝達体制整備、訓練実施			○		
44		学校の災害対応の機能向上	児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制構築			○		○
45		事前予測が可能な災害への対応	危険が切迫する前の明るく安全なうちに避難する「予防的避難」の重要性の啓発		○	○		
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止								
46		家庭や事業所における備蓄の促進	啓発を通じた町民・事業者における食料・飲料水等の備蓄の促進			○	○	○
47		町での備蓄の推進	町で食料や飲料水の備蓄量確保			○		
48		民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備	民間企業等との食料供給等に係る協定の締結、関係機関との訓練の実施			○	○	
49		国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備	物資集積拠点から各避難所への物資供給体制の整備、関係機関との連携強化		○	○	○	
50		水道施設の耐震化等	水道施設の中長期的な更新計画策定等による水道施設耐震化		○	○		
51		一時的な飲料水の確保対策	公共施設に一時的な飲料水を供給できる体制を整備		○	○		
52		医薬品・医療機器等の確保対策	備蓄品目の供給体制を確保するため民間企業との協定検討等			○	○	
53		物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	町内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺								
54		指定避難所等の見直し	福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直し		○	○	○	
55		指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化	指定避難所の非構造部材も含めた耐震化等		○	○		
56		指定避難所等の周知徹底	指定避難場所や福祉避難所の場所・制度等についての周知徹底		○	○		
57		避難所運営体制の構築	避難所運営マニュアルの作成や、研修・訓練等の取組み支援		○	○	○	
58		避難所運営体制の構築	公共施設等における施設の安全性の確認方法及び被災者の避難を想定した対応体制の整備		○	○	○	
59		避難所等の保健衛生・健康対策	高齢者の生活不活発発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等実施		○	○	○	
60		福祉避難所の円滑な運営	福祉避難所運営に関するマニュアル作成や、研修・訓練等の取組み支援、福祉避難所制度の広報		○	○	○	
61		指定避難所以外の被災者の把握体制	指定避難所以外の避難所や車中泊者等の把握と情報や物資の提供体制整備		○	○	○	
62		エコノミークラス症候群の予防	エコノミークラス症候群に関する防災教育や広報体制づくり等		○	○		
2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生								
63		孤立集落に対する県や地元防災組織等と連携した取組み	孤立集落発生時の対応手順の確立、情報伝達体制構築等		○	○	○	
64		孤立集落の発生防止に向けた道路整備	県内各地域や集落間を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化	○	○	○		
65		自主防災組織の活動の強化	自主防災組織と市町村や消防団等との平時の活動を通じた顔の見える関係の構築等		○	○	○	○
66		地域コミュニティの維持	地域の共助体制強化のためのコミュニティ維持に係る取組み支援		○	○		○

67	○	山地・土砂災害対策の推進	治山施設や保安林・砂防施設の整備、土砂災害警戒区域等の早期指定完了、住民への周知等		○	○		
----	---	--------------	---	--	---	---	--	--

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	町	事業者・事業所・団体等	町民
68		農業用排水施設の更新整備及び保全管理	排水機場等、農業用排水施設の計画的な更新と適切な保全管理		○	○	○	
2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺								
69		警察・消防施設の耐災性の強化	警察・消防施設の耐震化、非常用電源設備の整備促進等		○	○		
70		警察・消防の災害対処能力の強化	人員確保及び資機材等の充実、実践的訓練の反復実施		○	○		
71		県内消防応援隊の活用	県内消防相互応援協定実施計画に基づいた相互応援体制づくり		○	○		
72		自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備	県外からの応援部隊の受入体制の整備、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等		○	○		
73		自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備	警察及び消防における受援体制の整備・強化		○	○		
74		自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備	応援部隊受入のため、部隊の活動拠点の複数確保等		○	○		
75	○	災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等		○	○		
76		消防団における人員、資機材の整備促進	消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策		○	○	○	
77		消防団における人員、資機材の整備促進	消防団の資機材の整備促進	○	○	○		
78		自主防災組織の活動の強化	自主防災組織と市町村や消防団等との平時の活動を通じた顔の見える関係の構築等		○	○	○	
79		熊本DMA Tの受入れ体制整備	熊本DMA Tの活動拠点となる保健センターなどの受入れ体制の整備		○		○	
80		救助・救急ルートの確保に向けた道路整備	町内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
81		緊急交通路の確保	平時からの交通管理者と道路管理者の連携体制強化	○	○	○	○	
2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶								
82		活動に必要な燃料の供給	石油小売会社等との協定等による供給体制の整備、国の補助等活用した燃料補給車の整備		○	○	○	
83		保健センターの設備等の整備	非常用電源や受水槽などの設備整備促進		○		○	
84		エネルギー供給に向けた道路整備	町内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足								
85		災害時の帰宅困難者の支援体制の整備	帰宅困難者への飲料水やトイレ、道路情報の提供に係る民間との協定締結		○	○	○	
2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺								
86		医療施設の火災防止	施設の耐震化やスプリンクラーの設置		○		○	
87	○	保健センターの設備等の整備	非常用電源や受水槽などの設備整備促進		○		○	
88	○	熊本DMA Tの受入れ体制整備	熊本DMA Tの活動拠点となる保健センターなどの受入れ体制の整備		○		○	
89		熊本DPATの受入体制整備	熊本DPATを速やかに被災地に派遣する体制整備等		○			
90		医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備	町内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
2-8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生								
91		感染症の発生・まん延防止	平時からの予防接種促進等		○	○		
92		避難所等の保健衛生・健康対策	高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等実施		○	○	○	
93		エコノミークラス症候群の予防	エコノミークラス症候群に関する防災教育や広報体制づくり等		○	○		
94		生活用水の確保	住民や市町村における生活用水の確保のための事前の備えの促進		○	○		○
95		生活用水の確保	家庭における生活用水の確保に係る啓発		○	○		○
96		生活用水の確保	市町村と事業所等における協定締結等の促進		○	○	○	
97		下水道BCPの充実	外部からの支援による調査体制の整備、下水道BCPの充実による事業継続体制の整備		○	○	○	
3-1 職員・施設等の被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化								

98		警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備	県外からの応援部隊の受援体制及び指揮体制の強化、部隊の活動拠点の複数確保等		○	○		
----	--	--------------------------	---------------------------------------	--	---	---	--	--

No	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	町	事業者・事業所・団体等	町民

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下								
99		防災拠点施設等の耐災性の強化	庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所などの建築物の非構造部材も含めた耐震化等		○	○		
100		防災拠点施設等の耐災性の強化	庁舎等の非常用電源設備整備、電力や燃料供給に関する協定締結等		○	○	○	
101		防災拠点施設等の耐災性の強化	応急対策や救助活動の拠点となる施設の地域振興局との事前確保		○	○		
102		業務継続可能な体制の整備	BCP の策定支援		○	○		
103		業務継続可能な体制の整備	受援計画の策定、県地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等見直し		○	○		
104		業務継続可能な体制の整備	ネットワークの停止やデータ消失等を防ぐための通信回線の二重化、情報端末の代替機器の確保等		○	○		
105		学校における業務のスリム化と B C P の策定	災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ定めておく BCP の策定等		○	○		
106		発災直後の職員参集及び対応体制の整備	発災直後の職員等の安否確認訓練、災害対応マニュアルの整備等		○	○		
107		自治体間の応援体制の構築	市町村相互の応援協定の締結、受援計画の策定		○	○		
108		県外からの応援部隊の受入体制の整備	応援側と受援側の役割分担のルール化		○	○		
109	○	防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
110		職員の安全確保に関する意識啓発	災害時初動対応訓練等による職員の対応能力の向上		○	○		

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止								
111		防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進	防災拠点施設等の非常用電源の整備、災害時の電力や燃料の供給に関する協定締結等		○	○	○	
112	○	通信手段の機能強化	通信体制の強化、非常用電源の整備、電力や燃料の供給に関する協定締結等、通信手段の多様化			○	○	
113		通信手段の機能強化	衛星携帯電話、デジタル防災行政無線等の整備			○		
114	○	消防の通信基盤等の強化	防災関係機関との通信を確保するための衛星電話の整備等		○	○	○	

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態								
115		郵便事業の継続に向けた道路整備	町内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化	○	○	○	○	

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態								
116	○	防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○		
117	○	防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達	報道機関等との連携体制構築、情報伝達手段マニュアルの作成		○	○	○	
118	○	防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達	SNS や HP を活用した情報発信体制整備等		○	○		
119	○	通信手段の機能強化	通信体制の強化、非常用電源の整備、電力や燃料の供給に関する協定締結等、通信手段の多様化			○	○	
120	○	通信手段の機能強化	衛星携帯電話、デジタル防災行政無線等の整備			○		
121	○	消防の通信基盤等の強化	防災関係機関との通信を確保するための衛星電話の整備等		○	○	○	

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下								
122		事業者における B C P 策定促進	町内内事業者 B C P 策定の促進、実効性の高い産業別 B C P の策定の支援		○	○	○	
123		金融機関や商工団体等との連携	金融機関や商工団体等との連携、商工団体のサポート力強化等				○	○
124	○	物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	町内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
125		道路情報の迅速かつ正確な提供	道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化、インターネット等を活用した情報発信体制の整備	○	○	○		

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止								
126	○	エネルギー供給に向けた道路整備	町内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	

5-3 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下								
127		農地・農業用施設の保全	用水路やため池等の農地・農業用施設の整備、維持管理	○	○	○	○	
128		災害時の集出荷体制の構築	広域的な選果機能等を代替・利用する体制構築に向けた取組みの支援、農林道の整備及び維持管理		○	○	○	

129		農業施設の耐候性等の強化	耐候性強化型ハウスの導入の促進		○		○	
-----	--	--------------	-----------------	--	---	--	---	--

No	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	町	事業者・事業所・団体等	町民
130		農業共済加入の促進	農業共済加入の促進			○	○	
131		森林保険加入の促進	森林保険加入の促進			○	○	
5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止								
132		交通ネットワークの確保に向けた道路整備	町内及び隣接町村を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築		○	○		
133		交通ネットワークの確保に向けた鉄道整備	鉄道施設の耐震化、地域鉄道が被災した場合の早期復旧や代替公共交通の確保			○	○	
5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に基大な影響が発生する事態								
134	○	事業者におけるBCP策定促進	県内事業者BCP策定の促進、実効性の高い産業別BCPの策定の支援		○		○	
5-6 食料等の安定供給の停滞								
135	○	民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備	民間企業等との食料供給等に係る協定の締結、関係機関との訓練の実施			○	○	
136	○	国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備	物資集積拠点から各避難所への物資供給体制の整備、関係機関との連携強化		○	○	○	
137	○	家庭や事業所における備蓄の促進	啓発を通じた町民・事業者における食料・飲料水等の備蓄の促進			○	○	○
138	○	物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	町内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止								
139		防災拠点等への再エネ設備等の導入	自立・分散型エネルギーの導入	○	○	○		
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止								
140	○	水道施設の耐震化等	水道施設の中長期的な更新計画策定等による水道施設耐震化促進		○	○		
141	○	応急給水体制の整備	連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有等実施		○	○		
142	○	生活用水の確保	住民や市町村における生活用水の確保のための事前の備えの促進		○	○		○
143	○	生活用水の確保	家庭における生活用水の確保に係る啓発		○	○		○
144	○	生活用水の確保	市町村と事業所等における協定締結等の促進		○	○	○	
145		上水道BCPの策定	上水道BCP策定の支援		○	○		
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止								
146		下水道施設等の耐震等	県及び市町村の下水道施設の耐震化、ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持修繕・改築等		○	○		
147		下水道施設等の耐震等	マンホールトイレ整備、被災していない下水処理場等での仮設トイレのし尿の受入れ体制整備		○	○	○	
147		浄化槽の整備等	合併浄化槽への転換、災害時の浄化槽の被害等調査及び早期復旧を行う体制構築		○	○	○	○
149	○	下水道BCPの充実	外部からの支援による調査体制の整備、下水道BCPの充実による事業継続体制の整備		○	○	○	
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態								
150		地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
6-5 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶								
151	○	応急給水体制の整備	連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有等実施		○	○		
152	○	生活用水の確保	住民や市町村における生活用水の確保のための事前の備えの促進		○	○		○
153	○	生活用水の確保	家庭における生活用水の確保に係る啓発		○	○		○
154	○	生活用水の確保	市町村と事業所等における協定締結等の促進		○	○	○	
7-1 市街地での大規模火災の発生								
155	○	住宅密集地における火災の拡大防止	感震ブレーカーや防災物品、住宅用火災警報器等の普及		○	○	○	○
156		消防の災害対処能力の強化	消防人員の確保及び救助用資機材の整備・充実等	○	○	○		
157	○	県内消防応援隊の活用	県内消防相互応援協定実施計画に基づいた相互応援体制づくり		○	○		

158	○	自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備	県外からの応援部隊の受入体制の整備、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等		○	○		
No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	町	事業者・事業所・団体等	町民
159	○	自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備	警察及び消防における受援体制の整備・強化		○	○		
160	○	自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備	応援部隊受入のため、部隊の活動拠点の複数確保等		○	○		
161	○	消防団における人員、資機材の整備促進	消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策		○	○	○	
162	○	消防団における人員、資機材の整備促進	消防団の資機材の整備促進	○	○	○		
7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺								
163		沿道建築物の耐震化、通行空間の確保	緊急輸送道路沿いの建築物の耐震改修、無電柱化等	○	○	○	○	○
164		被災建築物等の迅速な把握	応急危険度判定等が実施できる人材の確保・育成		○	○	○	
7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生								
165		農業用ため池等の維持管理・更新	農業用ため池の計画的な改修、機能保全計画に基づく更新整備		○	○	○	
166		農業用ため池等の維持管理・更新	ため池管理者による緊急体制整備、ハザードマップ作成等、ため池の適正な維持管理		○	○	○	
167		道路防災施設の維持管理・更新	維持管理計画の策定による効果的・効率的な維持管理、機能強化及び設備更新等	○	○	○		
7-4 有害物質の大規模拡散・流出								
168		有害物質の流出対策等	事業者に対する流出防止対策の徹底、流出時に対応する資機材の整備		○	○	○	
169		アスベスト対策	アスベスト建材使用の可能性の高い建築物リストの整備、防じんマスクの備蓄		○	○	○	
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大								
170		農業生産基盤の整備及び保全管理	農業生産基盤の整備及び保全管理による農業・農村が有する多面的機能の適切な維持・発揮	○	○	○	○	
171		鳥獣被害対策の推進	地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進		○	○	○	○
172		適切な森林整備の推進	伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備		○	○	○	○
173		山地・土砂災害対策の推進	治山施設や保安林、砂防施設の整備		○	○		
174		中山間地域の振興	中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダー育成等		○	○	○	○
7-6 火山噴火による地域社会への甚大な影響								
175	○	災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等		○	○		
176	○	防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
177	○	農業共済加入の促進	農業共済加入の促進		○		○	
178	○	農業施設の耐候性等の強化	耐候性強化型ハウスの導入の促進		○	○	○	
7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響								
179		正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備	警察・消防や関係機関と連携した正確な情報収集や様々な手段による発信		○	○	○	
180		正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備	市町村や県内観光事業者と連携体制構築し、正確な情報収集や迅速な情報発信実施		○	○	○	
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態								
181		市町村災害廃棄物処理計画の策定	市町村災害廃棄物処理計画の策定		○	○		
182		仮置場の選定	仮置場候補地の選定		○	○		
183		関係団体等との連携	損壊家屋撤去や大量の災害廃棄物処理について他都道府県及び関係団体等と相互協力体制の整備		○	○	○	
8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態								
184		建設業における復旧・復興の担い手確保・育成	建設産業の魅力発信、就労環境の整備、資格取得の支援等		○	○	○	
185		建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化	建設関係団体との連携体制強化、訓練等実施	○	○	○	○	
186		災害ボランティアとの連携	ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制構築			○	○	
187		罹災証明書の速やかな発行	速やかな発行のためのマニュアル整備等			○		

188	○	被災建築物等の迅速な把握	応急危険度判定等が実施できる人材の確保・育成		○	○	○	
-----	---	--------------	------------------------	--	---	---	---	--

No .	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	町	事業者・事業所・団体等	町民
189		被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備	文化財保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材確保・育成		○	○		
190		被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備	埋蔵文化財発掘調査等の専門的知識や技術を持つ人材確保・育成		○	○		
8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態								
191	○	罹災証明書の速やかな発行	市町村職員を対象とした研修実施、応援職員を想定したマニュアル整備等		○	○		
192		応急仮設住宅の迅速な提供	建設型仮設住宅の候補地選定や住民との合意形成の促進。借上型仮設住宅の運営体制整備、団体等との情報共有		○	○	○	
193		地籍調査の実施	地籍調査事業の促進による土地境界等明確化		○	○		
194		地震保険加入率の向上	町民への地震保険制度の周知・啓発		○	○		○
195	○	災害ボランティアとの連携	ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制構築		○	○	○	
196		相談体制の整備	各種相談に対応するための体制整備		○	○	○	
197	○	金融機関や商工団体等との連携	金融機関や商工団体等との連携、商工団体のサポート力強化等		○	○	○	
8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態								
198		地域における共助の推進	市町村と自主防災組織との連携強化、自治会等の活動強化、地域防災リーダー育成の充実等		○	○	○	○
199		自主防災・防災組織等のコミュニティ力の強化	自主防災組織等の防犯講話や装備資器材の整備充実等支援		○	○	○	
200		地域と学校の連携	コミュニティ・スクールの推進や学校と地域の連携協働体制強化		○	○		○
201	○	地域コミュニティの維持	地域の共助体制強化のためのコミュニティ維持に係る取組み支援		○	○		○
202		地域コミュニティの維持	被災者孤立防止のため、見守りに資する体制構築		○	○	○	
203	○	消防団における人員、資機材の整備促進	消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策		○	○	○	
204	○	消防団における人員、資機材の整備促進	消防団の資機材の整備促進	○	○	○		
205		警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備	県外からの応援部隊の受援体制及び指揮体制の強化、部隊の活動拠点の複数確保等		○	○		
8-5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態								
206		迅速な復旧・復興に向けた道路整備	町内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
207		迅速な復旧・復興に向けた鉄道整備	鉄道施設の耐震性強化、地域鉄道が被災した場合の早期復旧や代替公共交通の確保	○	○	○	○	
208		災害時の交通安全対策	迅速な道路交通情報の把握や警察等と連携した交通安全教育の推進		○	○		
209	○	地籍調査の実施	地籍調査事業の促進による土地境界等明確化		○	○		
8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態								
210		浸水対策、流域減災対策	河川堤防の施設整備等による浸水対策、排水機場の整備等による流域減災対策	○	○	○		

【別紙】 強靱化推進方針に基づく取組一覧

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1) 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
戸建て木造住宅への耐震改修補助	安心して住み続けられる住まいの確保のため、戸建て木造住宅の耐震診断及び耐震改修に係る町民への支援を行う。 住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅・建築物耐震改修事業	1-1、7-2	建設課
既存ブロック塀の撤去に関する補助制度の整備に向けた市町村への支援	地震発生時の人的事故防止や避難経路確保のため、危険なブロック塀等の撤去に係る町民への支援を行う。 危険ブロック塀等安全確保支援事業	1-1、7-2	建設課
既存公営住宅等の安全性の確保	災害発生時の既存公営住宅等の安全性確保のため、外壁改修等の取組を推進する。 公営住宅整備事業 公営住宅等ストック総合改善事業 口の坪団地 上の原団地 赤坂団地 小田団地 鬼山団地		建設課
防災訓練の実施	大規模災害時の防災関係機関や自主防災組織等の初動対応力を強化するため、様々な四阿外を想定した防災訓練を実施する。	1-1、1-3、1-4、3-2、7-6	危機管理防災課
住民への防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達に向けたＪアラート・Ｌアラートの活用促進	国から町が直接情報を受信するＪアラート（全国瞬時警報システム）を活用した情報伝達訓練や、国・町と連携したＬアラート（災害情報共有システム）の配信訓練を行い、迅速な情報伝達体制を構築する。	1-1、1-2、1-3、1-5、4-3	危機管理防災課
住民への防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達に向けた情報発信基盤の整備	聴覚障害者などへの情報伝達を推進するため、防災行政無線のデジタル化に合わせた戸別受信機の導入	1-1、1-2、1-3、1-5、4-3	危機管理防災課
災害対応を円滑に行うための体制の整備	非常時優先業務（BCP）の整理、見直し及びタイムラインの整備	1-1、1-4、1-5、2-4、7-6	危機管理防災課
空家等対策	多良木町空家等対策計画に基づき、空家等の適切な管理や利活用を推進する。	1-1、2-4、2-7、7-2	危機管理防災課 企画観光課 建設課 生涯学習課 税務課

(1-2) 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
公共建築物、スポーツ施設等の非構造部材を含めた耐震化の推進	公共建築物、スポーツ施設等の倒壊を防止するため、吊り天井等の非構造部材を含めた公共建築物の耐震化を促進する。		総務課 生涯学習課
学校施設の耐災化	耐力度調査において国の基準を下回り、構造上危険な状態にある多良木中学校校舎について、旧多良木高校跡地に移転改築を行う。 多良木中学校校舎改築 多良木中学校屋内運動場改修（旧多良木高校第2体育館） 多良木中学校プール耐震改修（旧多良木高校プール）	1-2、1-3、2-1、2-2、3-2	生涯学習課
老人福祉施設等におけるスプリンクラー設置の推進	火災による人的被害の拡大を防ぐため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラーの設置が必要となった軽費老人ホーム等に対する、市町村の補助手続きを支援する。		福祉課
住民への防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達に向けたＪアラート・Ｌアラートの活用促進	1-1 参照	1-1、1-2、1-3、1-5、4-3	危機管理防災課
住民への防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達に向けた情報発信基盤の整備	1-1 参照	1-1、1-2、1-3、1-5、4-3	危機管理防災課

(1-3) 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
町管理河川の河道改修等	風水害による浸水被害の防止に向けた河川整備を進める。 岩川内川 松ヶ野川 宮ヶ野川 永谷川 増谷川 小椎川 赤木川 柿川 赤松川	1-3、8-6	建設課
	久米川内川 奥野川 平谷川 永原谷川		
町管理河川の河道掘削	洪水発生時等の水位上昇に備え、流下能力を確保するための河道掘削を進める。 岩川内川 松ヶ野川 宮ヶ野川 永谷川 増谷川 小椎川 赤木川 柿川 赤松川 久米川内川 奥野川 平谷川 永原谷川	1-3、8-6	建設課
河川施設（水門、護岸等）の老朽化対策	治水機能の強化・回復を図るため、河川施設（水門、排水機場、護岸等）の老朽化対策や洗堀対策に取り組む。 牛島排水樋管	1-3、8-6	建設課
町ハザードマップの更新	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、最新の洪水浸水想定区域図を反映した町ハザードマップを更新する。		危機管理防災課
道路網の整備	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等を行うため、道路の計画的な整備に取り組む。 【道路台帳等の整備】 道路台帳のデジタル化 【道路改良等】 町道中島線（古多良木工区） 口の坪覚井線（久米工区） 小田線（小田工区） 里の城線（里の城地区） 産業道路線（鬼山地区・赤川地区・地藏堂地区）	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
橋梁補修	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。 久米川内川橋（小田原久米川内線） 地藏橋（下八日市下水田線） 一号橋（牛島6号線） 伊良目川橋（六反田奥野線） 樋掛橋（八日市樋掛線） 牛落し橋（小田原久米川内線） 柳橋川橋（大豊町葛沢線） 天神原橋（山浜田畑線） 花の木橋（花の木線） 二号橋（産業道路線） 思川橋（古城思川線） 上の原1号橋（上の原上伏間田線） 幸野溝橋（六反田山浜線）	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課 農林整備課

	岩川内2号橋（馬門宮ヶ野線） 幸野溝橋（前原東方線） 二号橋（牛島6号線） 城下橋（小城下2号線） 高寺橋（栖山永谷線） 林尾2号橋（馬門宮ヶ野線） 増谷3号橋（増谷線） 赤松一号橋（赤松線） 湯原四号橋（湯原線） 床版橋（林道日当線） 山柿谷橋（林道山柿谷線） 中の川又橋（林道山柿谷線） 千本木谷1号橋（林道千本木谷線） 千本木谷2号橋（林道千本木谷線） 千本木谷3号橋（林道千本木谷線） 犬喰橋（林道犬喰線） 犬喰橋1号橋（林道犬喰線） 犬喰橋2号橋（林道犬喰線） 犬喰橋3号橋（林道犬喰線） 犬喰橋4号橋（林道犬喰線） 犬喰橋5号橋（林道犬喰線） 犬喰橋6号橋（林道犬喰線） 床版橋（林道荒水谷線） 荒水谷2号橋（林道荒水谷線） 花立橋（林道花立線）		
大型カルバートや道路標識等の補修	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、大型カルバートや道路標識等の計画的な補修を実施する。	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
歩道等の整備	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、カラー舗装や防護柵設置等による歩道等（自転車通行空間含む）の整備を行う。 大久保線（軍野地区） 蓑田小林線（小林地区） 茂原友線（蓮花寺地区）	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
学校施設の耐災化	浸水想定区域内にある多良木中学校について、旧多良木高校跡地に移転改築を行う。 多良木中学校校舎改築 多良木中学校屋内運動場改修（旧多良木高校第2体育館） 多良木中学校プール耐震改修（旧多良木高校プール） 多良木中学校グラウンド改修（旧多良木高校グラウンド） 多良木中学校渡り廊下設置（施設間バリアフリー化）	1-2、1-3、2-1、 2-2、3-2	生涯学習課
道路の無電柱化	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の無電柱化を推進する。	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 7-2、8-5	建設課
舗装の強化	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、緊急輸送道路における舗装構成の計画的な改善を図る。 向原大豊町線 池頭蓮葉線 馬門宮ヶ野線 東光寺柿川線 宮ヶ野千里内線 大久保線 産業道路線	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
避難指示等の適切な発令体制の整備	避難行動の遅れ等による人的被害を防ぐため、防災情報ネットワークシステム等の情報を用いた適切な避難指示等発令体制の整備を行う。	1-3.1-5	危機管理防災課
事前予測が可能な災害への対応の周知	避難行動の遅れ等による人的被害を防ぐため、「予防的避難」の重要性の周知を図る。	1-3.1-5	危機管理防災課
防災訓練の実施	1-1 参照	1-1.1-3.1-4.3- 2.7-6	危機管理防災課

住民への防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達に向けた「アラート・Ｌアラート」の活用促進	1-1 参照	1-1、1-2、1-3、1-5、4-3	危機管理防災課
住民への防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達に向けた情報発信基盤の整備	1-1 参照	1-1、1-2、1-3、1-5、4-3	危機管理防災課
河川や水路の安全対策	増水時における河川や水路への転落事故等を防止するため転落防護柵などの安全性の向上を図る。 百太郎溝防護柵設置（菰無田地区）	7-5	建設課

（１－４）大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度に脆弱性が高まる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
治山事業等の推進	球磨川地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に記載されている地区について、県と連携し、山地災害による人的被害等を防ぐため、治山事業、保安林整備事業を実施する。	1-4、2-3、7-5	農林整備課
砂防施設の計画的な整備	土砂災害から人命・財産を守り、県土の保全と民生の安定に資するため、砂防施設の計画的な整備を行う。	1-4、2-3、7-5	建設課
土砂災害警戒区域等の周知	土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、町広報誌や消防団による各戸訪問による土砂災害警戒区域等の周知を図る。	1-4、2-3、7-5	危機管理防災課 建設課
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転促進	住民に土砂災害警戒区域等を周知するとともに、土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を支援する。 住宅・建築物安全ストック形成事業 がけ地近接等危険住宅移転事業	1-4、2-3、7-5	危機管理防災課 建設課
災害対応を円滑に行うための体制の整備	1-1 参照	1-1、1-4、1-5、2-4、7-6	総務課
防災訓練の実施	1-1 参照	1-1、1-3、1-4、3-2、7-6	危機管理防災課

（１－５）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
住民への防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達に向けた「アラート・Ｌアラート」の活用促進	1-1 参照	1-1、1-2、1-3、1-5、4-3	危機管理防災課
避難指示等の適切な発令体制の整備	1-3 参照	1-3、1-5	危機管理防災課
事前予測が可能な災害への対応の周知	避難行動の遅れ等による人的被害を防ぐため、「予防的避難」の重要性の周知を図る。	1-3、1-5	危機管理防災課
住民への防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達に向けた情報発信基盤の整備	1-1 参照	1-1、1-2、1-3、1-5、4-3	危機管理防災課
災害対応を円滑に行うための体制の整備	1-1 参照	1-1、1-4、1-5、2-4、7-6	総務課
災害時における通信体制の強化	通信確保にかかる多重化（リダンダンシー）を図るため衛星携帯電話を導入する。	1-5、2-3、4-1	危機管理防災課
避難行動要支援者名簿の活用促進	避難行動要支援者名簿の見直しとシステムを有効活用するため、調査員による避難行動要支援者の実態調査を実施する。		危機管理防災課
情報伝達体制の整備と地域の共助の醸成	大規模災害時、町からの防災情報が入手できず人的被害委が拡大する恐れがあるため、防災士会による自主防さ組織等の活動強化、地域防災リーダーの育成を図る。		危機管理防災課

２ 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

(2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
水道施設の耐震化等の促進	アセットマネジメント及び老朽管更新計画に基づき、国庫補助を活用した水道施設の耐震化を促進する。 【管路更新事業】 老朽管（導水管・送水管・配水管） 【配水池耐震補強事業】 第一配水池・第二配水池 【ポンプ場改修事業】	2-1、6-2	建設課
貯水機能付き給水管の整備	移転する多良木中学校を防災拠点として活用できるよう、貯水機能付き給水管を設置し、飲料水の確保に務める。 多良木中学校貯水機能付き給水管の設置	1-2、1-3、2-1、2-2	危機管理防災課 建設課 生涯学習課
家庭や事業所による備蓄の推進	大規模災害に対応するため、食料・飲料水等の備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日間（推奨1週間）の備蓄を推進する。	2-1、5-6	危機管理防災課
町による備蓄の推進	大量の備蓄物資を保管、仕分けできる災害用備蓄倉庫の整備と施設改築等における災害貯水槽の設置を検討する。		危機管理防災課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課 農林整備課
橋梁の耐震化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
大型カルバートや道路標識等の補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、7-2、8-5	建設課
歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、7-2、8-5	建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
災害用協力井戸の協力促進	町で実施している井戸水水質検査にて、災害用協力井戸に協力する所有者に対して、全額補助することで協力を促進する。	2-1、5-6、6-2	住民ほけん課

(2-2) 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
避難所運営マニュアルの見直しと避難所運営訓練の実施	要配慮者への支援、プライバシー保護など多様な視点に配慮した避難所運営を行うための避難所運営マニュアルの見直しと関係機関と連携した避難所運営訓練を実施する。		危機管理防災課 福祉課
避難所の防災機能の強化	大規模災害時であっても避難所としての機能を維持するため、非常用電源装置やトイレなどを整備する。【非常用電源装置】多良木町庁舎【トイレ洋式化】多良木町多目的研修センター【屋外防災トイレの設置】多良木中学校		危機管理防災課 生涯学習課
学校施設のバリアフリー化	移転する多良木中学校の避難場所として機能を強化するため、学校敷地内のバリアフリー化を実施する。 多良木中学校校舎改築 多良木中学校屋内運動場改修（旧多良木高校第2体育館） 多良木中学校渡り廊下設置（施設間バリアフリー化）	1-2、1-3、2-1、2-2、3-2	危機管理防災課 生涯学習課

(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
孤立集落発生時の対応強化	支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、情報伝達体制を構築するとともに、町、消防団、自主防災組織等、防災消防ヘリ等防災関係機関が連携した対応ができるよう防災訓練を実施する。	2-3, 2-4	危機管理防災課
治山事業等の推進	1-4 参照	1-4、2-3、7-5	農林整備課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課 農林整備課
橋梁の耐震化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
大型カルバートや道路標識等の補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、7-2、8-5	建設課
歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
林道の整備促進	孤立集落発生防止に向け、県と連携しながら計画的に林道を整備する。 林道槻木北線 林道槻木南線 林道上柳線	2-3、5-3、6-4、7-5	農林整備課
農道の整備促進及び農道橋の耐震化	大規模災害時の農産物等の出荷等の確保や災害時の迂回路とするため、農道の計画的な整備及び農道橋の耐震化などの維持更新に取り組む。	2-3、5-3、6-4	農林整備課
災害時における通信体制の強化	1-5 参照	1-5、2-3、4-1	総務課
電力系統への依存を減らす再生可能エネルギーモデルの普及	電力系統への依存を減らすため、民間と共同した「再エネ自立分散型スマートシティづくり」を推進する。	2-3、6-1	企画観光課
小型・自家消費型の再生可能エネルギー施設等の普及拡大	家庭用太陽光電池と蓄電池を組み合わせた整備や、電気自動車（EV）の普及を支援する。	2-3、6-1	総務課 企画観光課
地域の住民相互による支え合い活動の推進	災害時における地域の共助体制を強化するため、研修会の開催等により地域福祉に対する住民理解を深めるとともに、関係団体の取組みを支援する。	2-3、8-4	危機管理防災課 企画観光課
農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動にかかる支援	地域での話し合いにより、地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組みを実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定する。	2-3、8-4	産業振興課
砂防施設の計画的な整備	1-4 参照	1-4、2-3、7-5	建設課
土砂災害警戒区域等の周知	1-4 参照	1-4、2-3、7-5	総務課 建設課
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転促進	1-4 参照	1-4、2-3、7-5	建設課

農業用排水施設の計画的な更新	浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む農業用排水施設の計画的な更新を実施する。		農林整備課
----------------	--	--	-------

（２－４）自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
消防防災施設の耐震化	耐震性貯水槽等の整備や消防団詰所等の耐震化を促進する。 【耐震性貯水槽】久米字天神宇土地区、下槻木地区 【消防団詰所等】２分団１部、７分団１部、８分団		危機管理防災課
消防資機材の整備	被災時の救助活動等に迅速に対応するため、消防本部や消防団におけるポンプ車の配備やチェーンソー等の救助資機材等の整備を推進及び促進する。	2-4、7-1、8-4	危機管理防災課
消防団への加入促進	地域の防災力強化を図るため、その中核となる消防団員について、市町村と連携し、国の事業等も活用し、団員の確保に取り組む。	2-4、7-1、8-4	危機管理防災課
熊本 DMAT 受入れ体制の整備	急性期における救命救急活動を行う DMAT の受入れを円滑に行うための連絡・協力等受入体制を整備する。	2-4、2-7	住民ほけん課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課 農林整備課
橋梁の耐震化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
大型カルバートや道路標識等の補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 7-2、8-5	建設課
歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 7-2、8-5	建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
災害対応を円滑に行うための体制の整備	1-1 参照	1-1、1-4、1-5、 2-4、7-6	危機管理防災課
孤立集落発生時の対応強化	2-3 参照	2-3,2-4	危機管理防災課
空家等対策	多良木町空家等対策計画に基づき、空家等の適切な管理や利活用を推進する。	1-1、2-4、2-7、 7-2	危機管理防災課 企画観光課 建設課 生涯学習課 税務課

（２－５）救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課

橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課 農林整備課
橋梁の耐震化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
大型カルバートや道路標識等の補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 7-2、8-5	建設課
歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 7-2、8-5	建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
保健センターの設備整備	迅速な救護活動を可能にするため、受水槽や簡易トイレ等の設備を整備する。	2-5、2-7	住民ほけん課

（２－７）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課 農林整備課
橋梁の耐震化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
大型カルバートや道路標識等の補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 7-2、8-5	建設課
歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 7-2、8-5	建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
保健センターの設備整備	2-5 参照	2-5、2-7	住民ほけん課
熊本 DMAT 受入れ体制の整備	2-4 参照	2-4、2-7	住民ほけん課
熊本 DPAT チーム受入れ体制の整備	被災者や支援者に対して精神保健医療活動の支援を行えるよう、熊本 DPAT チーム受入れ体制の強化を図る。		住民ほけん課

空家等対策	多良木町空家等対策計画に基づき、空家等の適切な管理や利活用を推進する。	1-1、2-4、2-7、7-2	危機管理防災課 企画観光課 建設課 生涯学習課 税務課
-------	-------------------------------------	-----------------	---

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
防災拠点等の耐震化	災害発生時に災害対策本部が設置される庁舎や住民が集結する指定避難所について、耐震化（非構造部材を含む）を推進する。 【吊り天井改修】多良木町民体育館		危機管理防災課 生涯学習課
業務継続可能な体制の整備	大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、業務継続計画の見直しや受援計画を策定する。		危機管理防災課
防災拠点と位置付けられた公共施設の耐震化	防災拠点と位置付けられた市町村有施設について、国の交付金等を活用し、耐震化を推進する。		危機管理防災課
防災訓練の実施	1-1 参照	1-1.1-3.1-4.3-2.7-6	危機管理防災課
学校施設の耐震化	1-2 参照	1-2、1-3、2-1、2-2、3-2	生涯学習課

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
災害時における通信体制の強化	1-5 参照	1-5、2-3、4-1	危機管理防災課
通信機器の定期点検及び操作訓練の実施	災害時に確実に通信機能を確保できるよう、定期的に防災行政無線等の通信機器を整備・点検するとともに、その操作習熟のための通信訓練を実施する。	4-1、4-3	危機管理防災課

(4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課 農林整備課
橋梁の耐震化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
大型カルバートや道路標識等の補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、7-2、8-5	建設課
歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課

(4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたＪアラート・Ｌアラートの活用促進	1-1 参照	1-1、1-2、1-3、1-5、4-3	危機管理防災課
住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けた情報発信基盤の整備	1-1 参照	1-1、1-2、1-3、1-5、4-3	危機管理防災課
災害時における通信体制の強化	1-5 参照	1-5、4-3	危機管理防災課
通信機器の定期点検及び操作訓練の実施	4-1 参照	4-1、4-3	危機管理防災課

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
事業者に対する BCP 策定支援や実効性向上のための支援	熊本県事業継続計画（BCP）策定支援に関する協定に基づき、関係団体と連携して、町内事業者の BCP 策定を推進する。	5-1、5-5、6-1、6-4	産業振興課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課 農林整備課
橋梁の耐震化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
大型カルバートや道路標識等の補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、7-2、8-5	建設課
歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
家庭や事業所による備蓄の推進	大規模災害に対応するため、食料・飲料水等の備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日間（推奨1週間）の備蓄を推進する。	2-1、5-6	危機管理防災課

(5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課 農林整備課
橋梁の耐震化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
大型カルバートや道路標識等の補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課

道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 7-2、8-5	建設課
歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課

（５－３）農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
自然災害に対応した農地や農業用排水施設の整備及び維持・更新	地震や豪雨等に伴う農地や農業施設の被害の防止又は軽減を図るため、老朽化した排水機場やため池の更新等の計画的な整備を行う。		農林整備課
農作物の集出荷施設等に係る再編・広域利用の推進	大規模災害時における農作物等の出荷を確保するため、集出荷施設の広域化、効率化に向けた再編整備を進める。		産業振興課
農道の整備促進及び農道橋の耐震化	2-3 参照	2-3、5-3、6-4	農林整備課
林道の整備促進	2-3 参照	2-3、5-3、6-4、 7-5	農林課
耐候性強化型ハウスの導入推進	大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。		産業振興課
農業共済加入の促進	農業経営の安定を図るため、新たに開始された収入保険制度も含め、熊本県農業共済組合への加入の指導・支援並びに周知活動を実施する。	5-3、7-6	産業振興課
森林保険加入の促進	林業経営の安定を図るため、多良木町森林組合と連携し、森林保険への加入の指導・支援並びに周知活動を実施する。		農林整備課
既存ハウスの補強や保守管理等の対策推進	災害時の被害軽減を図るため、十分な耐候性がなく対策が必要な既存ハウスについて、補強や保守管理等の対策を推進する。		産業振興課

（５－４）基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課 農林整備課
橋梁の耐震化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
大型カルバートや道路標識等の補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 7-2、8-5	建設課
歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課

（５－５）金融サービス等の機能停止により商取引に基大な影響が発生する事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
事業者に対する BCP 策定支援や実効性向上のための支援	5-1 参照	5-1、5-5、6-1、6-4	産業振興課

(5-6) 食料等の安定供給の停滞

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課 農林整備課
橋梁の耐震化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
大型カルバートや道路標識等の補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、7-2、8-5	建設課
歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
家庭や事業所による備蓄の推進	2-1 参照	2-1.5-6	危機管理防災課
災害用協力井戸の協力促進	町で実施している井戸水水質検査にて、災害用協力井戸に協力する所有者に対して、全額補助することで協力を促進する。	2-1、5-6、6-2	住民ほけん課

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
電力系統への依存を減らす再生可能エネルギーモデルの普及	2-3 参照	2-3、6-1	企画観光課
小型・自家消費型の再生可能エネルギー施設等の普及拡大	2-3 参照	2-3、6-1	総務課 企画観光課
事業者に対する BCP 策定支援や実効性向上のための支援	5-1 参照	5-1、5-5、6-1、6-4	産業振興課

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
水道施設の耐震化等の促進	2-1 参照	2-1、6-2	建設課
災害用協力井戸の協力促進	町で実施している井戸水水質検査にて、災害用協力井戸に協力する所有者に対して、全額補助することで協力を促進する。	2-1、5-6、6-2	住民ほけん課

(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
-----------------	----------------	------	-----

流域下水道処理施設の耐震化・耐水化及び設備増強	災害時における施設の機能維持のため、流域下水道処理施設の耐震化・耐水化及び非常用発電設備の増強に球磨川上流流域下水道促進協議会の構成町村及び熊本県と協力連携を図り取り組む。		建設課
-------------------------	--	--	-----

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
マンホールトイレの設置推進	災害時における避難所等でのトイレの使用機能を迅速に確保するため、下水道 BCP 連絡協議会等で震災対応への知見の共有を図ることにより、マンホールトイレの設置を推進する。		建設課
合併処理浄化槽の整備の推進	汚水処理機能の長期停止を防止するため、浄化槽を設置する者に補助を行い、単独処理浄化槽等からの転換を推進する。		建設課

(6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
事業者に対する BCP 策定支援や実効性向上のための支援	5-1 参照	5-1、5-5、6-1、6-4	産業振興課
農道の整備促進及び農道橋の耐震化	2-3 参照	2-3、5-3、6-4	農林整備課
林道の整備促進	2-3 参照	2-3、5-3、6-4、7-5	農林整備課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課 農林整備課
橋梁の耐震化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
大型カルバートや道路標識等の補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、7-2、8-5	建設課
歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課

7 制御不能な二次災害を発生させない

(7-1) 市街地での大規模火災の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
消防資機材の整備	2-4 参照	2-4、7-1、8-4	危機管理防災課
消防団への加入促進	2-4 参照	2-4、7-1、8-4	危機管理防災課

(7-2) 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
戸建て木造住宅への耐震改修補助	1-1 参照	1-1、7-2	建設課

既存ブロック塀の撤去に関する補助制度の整備に向けた市町村への支援	1-1 参照	1-1、7-2	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、7-2、8-5	建設課
空家等対策	多良木町空家等対策計画に基づき、空家等の適切な管理や利活用を推進する。	1-1、2-4、2-7、7-2	危機管理防災課 企画観光課 建設課 生涯学習課 税務課

(7-3) ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
農業用ため池及び農業用ダムの計画的な改修	農業用ため池の二次災害を防止するため、改修を進める。 また、農業用ダムについて、機能保全計画に基づき必要な更新整備を行う。		農林整備課
砂防施設の修繕・改築	砂防施設 等の損壊による二次災害を防止するため、既設の砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設について、緊急改築を行う。		建設課
管理型砂防施設の土砂撤去	土石流発生に備えるため、管理型砂防施設に堆積した流木や土砂等の撤去を行い、砂防施設の機能を回復させる。		建設課
道路災害防除対策	災害発生時の道路防災施設の損壊により円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、落石対策等の災害防除対策に取り組む。 【防災対策】		建設課

(7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
有害物質等の流出対策	重油等の流出による環境への悪影響を防止するため、オイルフェンスなどの資機材を確保する。		住民ほけん課

(7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
農業生産基盤の整備による生産活動の維持	多面的機能直接支払交付金等を活用した農用地、水路、道路などの整備により保全管理を推進する。		産業振興課
区画整理や農道等の農業基盤の計画的な整備	農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、区画整理や用排水施設、農道等の農業基盤の整備を計画的に行う。		農林整備課
野生鳥獣による農作物への被害対策	鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、捕獲と併せて、有害鳥獣の農地への侵入を防ぐ防護柵導入等を推進する。		農林整備課
森林の多面的機能を確保するための適切な森林整備	台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。		農林整備課
林道の整備促進	2-3 参照	2-3、5-3、6-4、7-5	農林整備課
治山事業等の推進	1-4 参照	1-4、2-3、7-5	農林整備課
砂防施設の計画的な整備	1-4 参照	1-4、2-3、7-5	建設課
土砂災害警戒区域等の周知	1-4 参照	1-4、2-3、7-5	危機管理防災課 建設課

土砂災害特別警戒区域からの住宅移転促進	1-4 参照	1-4、2-3、7-5	建設課
多面的機能を活用した中山間地域の魅力発信	農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防止するため、中山間地域の多面的機能の維持・活性化を図るとともに、魅力発信を通じた交流人口の拡大を図るため、子どもの農業体験や滞在型の旅行を推進する。		産業振興課
河川や水路の安全対策	1-3 参照	1-3、7-5	建設課

(7-6) 火山噴火による地域社会への甚大な影響

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
農業共済加入の促進	5-3 参照	5-3、7-6	産業振興課
学校施設の被害状況の把握体制の確保及び防塵対策、空調設備の整備	火山噴火等の災害被害発生時における被害状況の把握体制を整え、降灰状況等を踏まえ、必要な防塵対策や空調設備等の整備を推進する。		生涯学習課
災害対応を円滑に行うための体制の整備	1-1 参照	1-1、1-4、1-5、2-4、7-6	危機管理防災課
防災訓練の実施	1-1 参照	1-1、1-3、1-4、3-2、7-6	危機管理防災課

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
仮置場の整備	災害廃棄物の適正処理を円滑に行うための仮置場の整備を実施する。 多良木町八日原運動広場進入路の改良		総務課

(8-3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
地籍調査の促進	土地境界等を明確にしておくことで、災害後の被災者の生活再建が迅速に進むように、地籍調査を促進する。	8-3、8-5	税務課

(8-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
地域の住民相互による支え合い活動の推進	2-3 参照	2-3、8-4	危機管理防災課 企画観光課
農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動にかかる支援	2-3 参照	2-3、8-4	産業振興課
消防団への加入促進	2-4 参照	2-4、7-1、8-4	危機管理防災課
消防資機材の整備	2-4 参照	2-4、7-1、8-4	危機管理防災課

(8-5) 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、8-5	建設課 農林整備課

橋梁の耐震化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
大型カルバートや道路標識等の補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
道路の無電柱化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 7-2、8-5	建設課
歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、 4-2、5-1、5-2、 5-4、5-6、6-4、 8-5	建設課
地籍調査の促進	8-3 参照	8-3、8-5	税務課

（８－６）広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
町管理河川の河道改修等	1-3 参照	1-3、8-6	建設課
町管理河川の河道掘削	1-3 参照	1-3、8-6	建設課
河川施設（水門、排水機場、護岸等）の老朽化対策	1-3 参照	1-3、8-6	建設課